

2014.04.15 : 平成26年 企画総務委員会 本文
(232発言中0件ヒット)
▼最初の箇所へ(全 0 箇所) / ダウンロード

○委員長
ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

○委員長
初めに、理事者のご挨拶をお願いいたします。

○総務部長
皆様、おはようございます。平成26年度に入りまして、初めての企画総務委員会でございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
さて、本日の議題でございますけれども、継続審査となってございます陳情が1件、所管事項が1件でございます。
また、4月に職員の人事異動がございましたので、後であわせてご報告を申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○委員長
次に、本日の委員会は新年度最初の委員会になりますので、新任部課長の紹介をお願いいたします。

○政策経営部長
おはようございます。それでは、本年4月1日付けの定期人事異動及び組織改正に伴います政策経営部の転入等について、私のほうからご紹介させていただきます。
まず最初に、政策企画課長、有馬潤でございます。

○政策企画課長
有馬と申します。どうぞよろしくお願いします。

○政策経営部長
次に、経営改革推進課長、篠田聰でございます。

○経営改革推進課長
篠田です。よろしくお願いします。

○政策経営部長
続きまして、財政課長、林栄喜でございます。

○財政課長
林でございます。よろしくお願いします。

○政策経営部長
次に、広聴広報課長、三浦康之でございます。

○広聴広報課長
三浦でございます。よろしくお願ひいたします。

○政策経営部長
引き続きまして、IT推進課長、山田節美でございます。

○IT推進課長
山田です。よろしくお願ひいたします。

○政策経営部長
次に、男女社会参画課長、藤田真佐子でございます。

○男女社会参画課長
藤田でございます。よろしくお願ひいたします。

○政策経営部長
最後に、いたばし魅力発信担当課長、関俊介でございます。

○いたばし魅力発信担当課長

甲第68号

関でございます。よろしくお願ひいたします。

○政策経営部長

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○施設管理担当部長

それでは、施設管理担当部の紹介をさせていただきます。

まず、施設管理担当部参事、庁舎管理・建設課長事務取扱の堺由隆でございます。

○庁舎管理・建設課長事務取扱施設管理担当部参事

堺でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○施設管理担当部長

続きまして、施設管理担当部の副参事でございます。副参事、田島健でございます。

○庁舎南館改築担当施設管理担当部副参事

田島でございます。よろしくお願ひいたします。

○施設管理担当部長

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務部長

それでは、私のほうから続きまして総務部及び行政委員会関係の昇任及び転入職員を紹介させていただきます。

まず初めに、総務部でございます。総務課長、菅野祐二でございます。

○課税課長

菅野でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長

契約管財課長の事務を取り扱います総務部参事の七島晴仁でございます。

○契約管財課長事務取扱総務部参事

七島でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長

次に、納税課長、矢野正でございます。

○納税課長

矢野でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長

次に、監査委員事務局の異動者をご紹介させていただきます。監査委員事務局長の松田玲子でございます。

○監査委員事務局長

松田でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務部長

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○危機管理室長

それでは、危機管理室の幹部職員転入のご紹介を申し上げます。
防災危機管理課長、清水雄二でございます。

○防災危機管理課長

清水でございます。よろしくお願ひいたします。

○危機管理室長

以上でございます。

○委員長

次に、署名委員をご指名いたします。

しば佳代子委員、小林おとみ委員、以上のお2人にお願いいたします。

○委員長

なお、4月16日に予定しておりました所管事項調査に関する報告は、議事運営の都合上、本日の委員会において報告していただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、議題に入ります。

初めに、陳情第77号 大山小学校を地域の災害時避難場所としてこれからも確保することを求める陳情を議題といたします。

その後の状況に特段の変化があれば、理事者より説明願います。

○防災計画推進課長

それでは、陳情第77号 大山小学校を地域の災害時避難場所としてこれからも確保することを求める陳情について、現状をご報告させていただきます。

大山小学校は、平成26年3月31日をもって閉校となりました。この陳情で言われております災害時の避難場所としてこれからも確保することですが、建物が存在する限りは避難所として活用してまいりますし、昨年まで実施しております学校防災連絡会のかわりに地域防災連絡会を危機管理室主導で開催していきます。

それと、区では昨年度より避難所長を地域の方にお願いしております。閉校となつた大山小学校につきましては、旧板橋第三小学校や旧板橋第四中学校と同様に、区職員を避難所長に任命いたします。また、近隣の小学校のうち、板橋第六小学校、板橋第十小学校につきましては、町会長さんが避難所長に選任されておりますし、板橋第二中学校につきましては、避難所長の選任について支部の単位で協議が行われ、今後決定されると言聞いております。

このように、大山小学校周辺地域では、地域で防災力を高める活動を行っており、区としても引き続き自助・共助の働きを高める支援を行っていきたいと考えております。私のほうからは以上でございます。

○政策企画課長

それでは、私のほうから大山小学校のその後の跡地活用に関するその後の経過が1点と、それから2点目としまして、大山小学校の体育館の暫定利用に関しまして、以上2点につきましてご説明いたします。

跡地活用のその後の経過でございますけれども、土地の所有者の方との協議状況についてでございます。昨年度内に一定の方向性を出せるように、土地の所有者と話し合いを続けておりますが、一体的な活用に向けた最終的な合意にはまだ至っておらず、いましばらく協議を継続する必要がある状況にあります。

今後の進め方についてですけれども、この合意に向けて協議を進めていくためには、敷地の測量や鑑定が必要になることから、今月からその準備に取りかかっているところでございます。

測量や不動産鑑定の結果が出るのは、ことしの7月から8月になります、その後さらに土地の所有者の方と協議を行う予定でございます。

1点目は以上でございます。

2点目が、大山小学校の体育館の暫定利用についてでございます。

この体育館の暫定利用につきましては、ことしの2月に豊島区にあります豊南学園のほうから学園の体育館等の建てかえに伴い、一時的に大山小の体育館を使用させていた

だきたいという要望をいただきました。区としましては、この体育館の有効活用、それから、この豊南学園さんが区内から多くの生徒が通っている状況を考慮しまして、体育の授業等で大山小の体育館を使用していただくことを認めたことにしたところでございます。

暫定利用の期間は、ことしの4月11日から12月28日までを予定しております。暫定利用させる時間帯でございますけれども、平日月曜日から金曜日、祝日休日は除きますけれども、月曜日から金曜日の午前9時から午後6時を予定しております。

また、区の事業等との関係は、災害時には避難所として優先的に区のほうで利用しますということを了解していただいております。

また、この体育館は、地域の団体さんがいろいろ活動で利用されているところですけれども、この団体さん、平日の午後6時以降、それから、土曜日、日曜日、祝日、これにつきましては、継続して地域の団体さんが利用していただくことになっておりますので、豊南学園さんに貸し出す影響は、地域団体の方々にはないということで、そういう形で貸し出しをする予定でございます。

また、この体育館につきましては、有償で豊南学園さんにお貸しするということで、行政財産の使用料条例に基づいて算定されました使用料、それから、光熱水費について徴収をする予定でございます。これが2点目でございます。

以上、私からの説明を終了いたします。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

○大野はるひこ

おはようございます。

まず1点、危機管理室に質問したいんですけども、避難所長を大山小の場合は職員の方が担当するというお話だったんですが、その理由についてお聞かせください。

○防災計画推進課長

これまで板橋第三小学校、第四中学校というのが区の職員が避難所長をしております。まず、建物に区職員がいるということと、それと期間が、その利用が限定されているということでもございまして、区の職員が行って避難所長を担っているという、そういう状況でございます。なので、大山小学校につきましても、区の職員が常駐しているわけではございませんけれども、期間がある程度限られている状況も踏まえまして、区の職員が担当するということで先日の学校防災連絡会の中でもそういった話をさせていただきました。

○大野はるひこ

わかりました。

区の職員の方が担当するということなんですか、これは近隣に住まわれている区の職員なのか、それともう一点、避難所長というのは名前だけじゃないと思うんですよ。やっぱり地域の方が集まっている場所なので、やっぱり顔が広い方とか、そういう方がなるのがベストだと思いますので、学校防災連絡会で決まったということなので、否定とかするわけじゃないんですけども、避難所長がいて次に来られる方というのは当然町会長の皆さんのが入られるという私は認識しているんですけども、その辺のこ

とをお聞かせいただきたいと思います。

○防災計画推進課長

大山小学校の避難所長につきましては、特別活動員である避難所隊の職員の方が担っていただくなっています。もちろん近隣に住まわれている担当の職員になります。

それと、避難所長さん、ほかの避難所長さんはほとんどが町会長さんがやっているんですけども、やはり地域の方と連携して避難所を運営していくということなので、あくまでも区は避難所長という形でやりますけども、その地域の方、もしくはその消防団の方とか、いろんな方と連携しながら避難所を運営していくという形をとりますので、その辺はやっていきたいと考えております。

○大野はるひこ

ぜひお願ひいたします。

あともう一点、その学校防災連絡会の中で、大山小というのは残念ながら閉校をしてしまいましたけれども、地主さんとの契約が27年3月31日でよろしいんですか。契約が切れてしまった後の対応について、学校防災連絡会の中で、そのままの建物が残って、体育館も残つてあればいいんですけども、今後先行きどうなるかわからない状態の中での災害が起こったときの体制についての話し合いについて、協議が行われているのか、1点お聞きしたいと思います。

○防災計画推進課長

その話も、地域防災連絡会の中でやっていきましょうという形で話をしております。大山小学校の区域が板橋十小のほうに含まれている感じ、それと、板橋第六小学校に含まれている感じになりますので、その辺学校防災連絡会、もしくは板橋第二中学校の中でも、例えば北側はこの町会長がいらっしゃいますので、板橋十小のほうに行きましょうかと。それとも、東側は川越街道がありますけれども、板橋六小のほうがいいですかと。そういうた話し合いも含めて今後は対応していきたいという形で思っております。

○大野はるひこ

ぜひほかの地域で、いろいろな地域によって特性があるんですけど、具体的に煮詰めて、災害が起つたらこうしましょうという動きも掘り下げて行っている学校防災連絡会の地域もありますので、ぜひ大山小に関しては閉校になっているわけですから、今後の体制について、冬の時期に学校防災連絡会だけ行うんじゃなくて、定期的に行っていくんでしょうけども、早く、災害がいつ起こるかわかりませんので、細かな協議を進めていきたいと思います。これは要望です。

それと、もう一点、地主さんとの協議が昨年度來一定の指向性ということで、まだ合意に至っていないということなんんですけども、その要因についてお聞かせいただきたいと思います。

○政策企画課長

まず、昨年度内に方向性を、合意をとりたかったんですけども、なかなか一体的な

土地の活用につきましては、同じ方向を向いて協議を進めているところではあるんですけども、いろいろと条件面で区とその土地の所有者の方と、まだしっかりと合意がとれていないということ。それから、一体的活用に向けて今後事業者さんにどういうふうに提案して、プロポーザル等の手続等を進めていくかと。その辺につきましても、まだ一定の合意がきっちり決まっていないと。その辺がまだ課題として残っている状況で、継続的に協議していきたいということに今なっているところでございます。

○大野はるひこ

事業者に提案ということでお話があつたんですけど、板橋区としての指向性を示さなければいけないと思うんですが、閉校後の活用について、区としてこういった予定があるというのがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○政策企画課長

この土地につきましては、現在のところ行政計画等で区のほうでの何か施設を新たにつくるとか、そういう需要がない中で、これは公共施設の今後の活用についての方針の中で、今後の一体的に民間の土地所有者の方と一体的な土地の活用を行っていくと。これが一番いいだろうということで、今、協議を進めているところでございます。この土地はご存じのとおりモザイク状になっておりまして、非常に入り組んでいる状況で、土地の所有者と合意がとりつけられれば、一体的な形での地域の活性化に資する事業体の施設の誘致ということができればということで、とりあえずその方向で進んでいるところでございます。

○大野はるひこ

最後に、関連して交通公園の話も委員会の中で出ているんですが、これも決めていくというお話なんですが、今後の予定、指向性についてお聞かせください。

○政策企画課長

隣接しております交通公園につきましても、課題があるというふうに認識しております。その機能、交通のルールとマナーについて学んでいくと。その公園のあり方についても今後どうすべきかということはありますし、それから、その管理棟にあります集会室の使い勝手をもっとよくしていくとか、建物の今後のあり方とか、また、隣接するさまざまな、大山小も含めですけれども、その地域全体の中での交通公園のあり方について、検討していくかなくてはいけないという課題、認識を持っておりまして、これについても継続して検討していきたいというふうに思っております。

○松岡しげゆき

昨年からいろいろと一生懸命努力していただいている大山小の跡地活用につきまして、昨年11月にいただいた資料によりますと、平成25年度中に土地所有者との基本合意、基本方針の確定をして、今年度からはさまざまな活用計画の策定という方向で進むという、これは想定スケジュールですから、あくまでもそのとおりにはいかないと思うんですが、大幅にこちらで狂ってきてるわけですね。

そこで1つお聞きしたいのは、先ほど答弁がありましたように、大山小学校の地図を

いただいたんですが、モザイク状というか、かなり体育館施設、プール施設、その他が区の所有施設で、それ以外のところが土地所有者のものであるというような中で、統合的な計画というお話がありました。もちろん統合的に進められれば一番いい話なんですが、ここでいろんな可能性というのをちょっと分けていただきたいんです。

1つは、例えば区の所有地を売却しなければならないと。それは相手が所有者なのかどうかなどということもありますよね。それから、いろんな方向性が、ちょっと私も今思いつかないんですけど、以前の答弁ではいろいろな方向性、可能性が考えられているようなことがあったんですが、もう一度それにについて、できないものを含めてですけれども、考えられる可能性についてちょっと整理していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政策企画課長

現在につきましては、この区有地と、それから、民地と一緒に統合して、一体的に活用していくという流れで協議してございます。これがうまく土地の所有者の方と合意に至れば、その後、一体的にこれを活用していただく事業者の方を選定するためのプロポーザルの手続に入っていくということになります。これが一つの望んでいる方向性でございます。

これが地主の方との協議がなかなかうまくいかない場合は、それぞれ区有地の今後の扱いをどうするか、それから、地主の方はご自身の土地をどうするかというふうに分かれていくかなというふうに思います。区有地のほうを今後、その後もし仮に万一そうなった場合にどうしていくかというのは今後検討していかなくてはいけないということではございます。

今、ご指摘のありましたとおり、区有地の上に体育館等があることもありますし、また、一部校舎等が民地を挟んで、区有地と民地の上にもう校舎等が乗つかっているという部分もございます。その辺の土地をどういうふうに扱っていくかというのは、その後の検討になるかなというふうには思っております。

○松岡しげゆき

じゃ、まず1点目の統合一体活用の方向性、これは一番望ましいことだと思うんですが、そのめど、それとあと課題、何が今引っかかっているのか、それについてお知らせください。

○政策企画課長

一体活用のめどにつきましては、ことしの7月から8月にかけて測量、それから、不動産鑑定等の手続が終了して、その後、土地の所有者の方とまた再度協議を進めていくという中で、ただ時間が余りありませんので、できましたらことしの秋口ぐらいまでには合意をとりつけて、その後財産評価委員会とか、一定の手続を経た後、プロポーザルの手続に入っていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、その土地の契約期間が28年3月31日までですので、その間にこの手続をどんどん進めていかなくてはいけないかなというふうに思っております。

課題につきましては、先ほども申し上げましたけれども、まず一番の課題は、区のほうでこれから行う測量とか鑑定の委託につきましては、ある程度順調にできるのかなというふうに思っておりますけれども、その後に土地の所有者との協議、ここがやはり課題かなというふうに思っておりまして、これまで昨年度末までになかなか一定の合意が取り付けられなかった課題というものの解決に向けて、お互いに協議していかなくてはいけないかなというふうに思っております。

具体的にいいますと、お互いが持っている土地の価格の面であったり、あとそれからその後の一括的な活用に向けた事業者さんへのプロポーザル等の手続等について、これらが課題になるかなというふうに考えております。

○松岡しげゆき

具体的じゃないですね。私が聞きたいのは、地主さんが何を望んでいるのかということなんですよ。地主さんが望んでいることを区が、それは受け入れられないから合意に至っていないわけですよね。向こうは何を望んでいるのかということを知りたいんですよ。できる、できないは別ですよ。

○政策企画課長

具体的な話は、今、地主さんと継続的に協議しているところでございますけれども、一番の課題かなというふうに思っておりますのは、土地の価格の面で合意を取り付けていくと。その辺が課題かなというふうに思っております。区のほうの土地の価格と、それから、土地の所有者の方のほうで想定されている価格というのを、どういうふうにうまく一括的に活用ができるように近づけていくかという、この辺が課題かなというふうに思っております。

○松岡しげゆき

何かなかなかちょっとわかりづらいんだけど、要するに区は地主は自分のところを区に買ってもらいたいと思っているのか、それとも区から買って自分のところで一括で開発しようと思っているのかと。そこら辺の具体的な話はどうなの。

○政策企画課長

今のところ、区と一緒にになってこの土地を一括的に活用していくこと、同じ方向を向いて協議を進めているところでございます。区にその土地を買ってもらいたいとか、区の土地をご自身で買いたいということでうまく折り合いがついていないということではない状況です。先ほど申し上げましたお互いの土地の価格の面、この辺が課題かなというふうに考えております。

○松岡しげゆき

何かよくわからないね。要するに、区が例えばですよ、区がこの地主さんの土地を買って、マンション、あるいはほかの事業者に売ることは、法律上できないというふうに伺っています。ということは、ブローカー的なことはできないと。区はね。そうなると、逆に区の土地をもう借用地を返却して、区は区で独自でもうやらざるを得ないという選択も出てくるんじゃないですかとも言いたいわけですよ。そうなると、この契約期限までには地主さんの土地に全部を償却処分して、あとは区のところだけ残していくということもあり得るんじゃないかということも視野に入れながら進めなきゃいけないんじゃないですかということを、そこら辺はどういうふうに考えているんですかということなんです。難しいと思いますよ。それは合意できればいいですよ、一番。だけど、多分無理なんじゃないかと思いますよ。それだって、今折り合っていいないということは、価格条件ということがよくわからない。一括開発って意味がよくわからぬ。

らないのに。だって、区のものは区のものだし、業者さんがどこかに、じゃ、一体でやりましょうといつて、地主さんと折り合って、じゃあ、区の分は区の分としてどこかのディベロッパーに売りますよという話になるんですか。そこら辺がよくわからないということなんですね。

○政策企画課長

すみません、わかりにくくて。

いろいろお話し合いの中で、一体的活用をどうしてやっていったらいいのかということを話し合っているところでございます。ほかの自治体で例があるということなんですけれども、そういうある土地がいろんな所有者がいて、それで評価額も異なっている場合に、一つの単一の事業者の方に売却していくという中で、それぞれの土地の評価額はそのままある程度尊重した上で、その事業者の方と交渉を進めていくというやり方もあるというようなことも聞いておりまして、その辺の可能性を探っていくというのも1つあるのかなということでございます。

○松岡しげゆき

私の聞き方がちょっとまずいんでね、これはもう他の委員さんから聞いてもらうしかないと思うんだけどね、いずれにしても、このままでいけば、多分一体開発は無理だと思いますよ。そういうふうにできるんだったら、もう望ましいですね。それで適切な、例えばマンションとかじやなくて、いろんな区民にとってもいろいろ防災上とか、いろんな面で有効活用できれば一番いいんですけども、最悪の場合だったらもう区のものは区のものとして、返却するものは返却するとして、もうこれ以上、もう建物除却しかありませんねという選択の可能性のほうが強いんじゃないかと私は懸念をしているんですね。そうなったときに、この地域の方たちがいろいろ活用したいとかという問題に対しては、非常に大きな制限も出てくるんではなかろうかという気もするわけですね。だから、そこら辺で見通しをお聞かせ願いたいといって、今言うのもかわいそうかなということで、ちょっとね。

はっきりとこれ以上は言えませんのでいいんですよ、契約のこともあるし、ここは公にできないこともありますなら、それでいいんですけども、今の答弁聞いていると、どうも方向性として話し合っています、いや、まだまとまりませんでござる行っているので、ここら辺で最悪の場合でも今年度中には話をつけておかないと、もうまずいんじゃないでしょうか。もうあとは、もう区有地は区有地だけで、あとは返却するしかないんじゃないでしょうかということを私は聞いているんですよ。そこら辺、言える範囲ではっきりと言つていただきたい。

○政策企画課長

スケジュール感としましては、まずはことしの秋口までをめどに合意を取り付けて進めていきたいというふうに思っております。万が一建物除却というような話になってしまいますと、それには今1か月程度かかるというふうに聞いておりますので、その分を後ろから換算していくと、ご指摘のとおり今年度の早いうちに決めていかなくてはいけないというふうに思っております。

○松崎いたる

松岡委員が、ちょっと本質的なところはやってくれたんで、期待に応えなくて悪いん

だけど、ちょっと枝葉のところで。

今度は体育館を高校に貸すというお話がありまして、私もそういうあいているときですから、困っているところがあれば貸してあげるというのは大いに結構なことだと思うんです。ただ、その点に関して、心配というほどでもないんですけど、高校生があの界限を集団で行き来をすることになると思うんです。それが悪いというわけじゃないんですけど、ただ、やっぱり何分お友達同士で歩いてくるのか、自転車で来るのかわかりませんけど、少し今までになかった光景があの界限に出現することになるので、高校側はその辺の生徒さんの移動に関して、何か配慮をしてくださっているのかなというところが1点。

○政策企画課長

豊南学園さんのほうには、貸出するに当たりましていろいろお願ひをしてございます。その中には、移動は原則として徒步で行っていただくということで、近隣の方々に迷惑をかけないようにご配慮いただくということになっております。

○橋本祐幸

平成28年が地主さんとの契約期限ということですが、その時点では建物を除却して地主に返すですか。それとも、建物を現存させておいて、土地だけ返還をするということなのかどうか。ちょっとお聞きをしておきます。

もう一点、今の地主さんは教育委員会に貸し付けをしているわけですが、固定資産税等々、税関係は非課税なんでしょうか。それとも課税されているんでしょうか。この2点お聞きします。

○政策企画課長

1点目のご質問につきましては、一体活用ということが合意できましたら、活用していただく事業者の方に区と、それから、土地の所有者の方と交渉の上、売却をしていくという流れになります。ただ、その一体活用ということが合意がなかなか難しいということになりますと、契約の期限までに建物を除却して返さなければならないというふうに現在のところは考えているところでございます。

2点目の課税の関係ですけれども、現在は課税をされているところでございます。課税額を考慮の上、賃借料を支払っているところでございます。

○橋本祐幸

土地の賃貸借契約ですけども、一定の期間があるのは当然わかるんですが、一定の期間がある賃貸借契約で、そこでもうあと2年ぐらいで切れるんですよね。切れるわけですが、板橋区が言っている一体活用というのはどういう考え方で一体活用しようとしているの。終わってしまうんです、契約が。そうですよね。それからの話でしょう、一体活用なんていうのは。今、期限があって、その期限までどうするかという話であるんですが、今、もうあと一、二年しかない契約の中で、一体活用してくれということ自分がちょっとおかしいんじゃないですかね。そう思います。

○政策企画課長

失礼いたしました。契約の期間が28年3月31日までございますので、一体的な活用と申しますのは、その28年4月1日から一体的に活用していく可能性を探っているというところでございます。

○橋本祐幸

地主さんと今話し合いをしているというんですが、何のお話し合いをしているの。契約を延ばしてくれという話し合いなの。そのところどういうふうな話し合いなんですか。要するに、目的はもう既にあと一、二年で終わりなんですよね。板橋区が借りた目的は、学校用地として借りているんですから。そうではないですかね。と、私は思うんですよね。

○政策企画課長

その土地の所有者の方とは、繰り返しになりますけれども、その後の28年4月以降のこの土地の区有地と、それから、土地の所有者の持っている土地と一緒に合わせて一体的な活用ができないか、その辺、どの辺が先ほど来申し上げていますけれども、課題があるわけすけども、その課題解決に向けて継続的に協議をしているというところでございます。

○橋本祐幸

もう何回も腹が立つような答弁なんだけども、要するに借地でしょう。借地の目的というのはあるわけですよ。学校を建てるから貸してくださいよと言って借りたんだから。その目的が外れてしまえば、当然借地は返さなきやいけないんじゃないですか。それで地主さんのほうが板橋区と一緒にどこかへ売却してくださいよとか、あるいはそういう話があるなら別のことすけども、目的はもう外れたということですね。それで一體的に開発しましょうとか、一體的にどうしましょうというのは、何か理にかなわないような話だろうと、このように思っています。当然学校用地ですから、借地料も安いと思うんですけどね。通常の住宅地と違って。このように実は考えます。

もう一つ余計なことですが、相続等々が発生した場合、学校用地として貸していれば、課税もんと安く済むんですね。ところが、それが外れてしまえば、一般の貸し家たてつけ地と同じ評価にされてしまうということがありますよね。あれだけの土地ですから、もし相続ということになれば、相続代大変な金額だろうと、このように思いますが。その辺のところがなかなか地主さんと話がつかないところではないでしょうかね。売却したら大変なお金取られちゃいますよ、50%ぐらいの税金。そういうことは考えたことあるの。

○政策企画課長

確かに今、廃校になりましたので、学校施設としての土地の使用ということではないわけですけれども、一応土地の所有者の方とは28年3月末までということで契約ということで、継続的に今のところはこの契約を所有者の方からすぐに土地を、学校目的がなくなったので返却してくれとか、そういう今状況ではないところでございまして、まずはこの契約期間の中にその後の活用の仕方について、一緒になって考えていくこうことで協議を進めているところでございます。

課税の部分につきましては、今、話し合いの中でメインの項目としては出てきていいなといところではございますけれども、今後そういうお話を出てくる可能性もありますの

で、その際はそういう土地の所有者の方のそういうご懸念等もいろいろ考慮した上で、協議を進めていきたいというふうに思っております。

○橋本祐幸

よくわからないんですけども、ちょっと借地借家法をよく調べて勉強したほうがいいと思います。それだけです。

○おなだか 勝

答弁聞いているとというか、説明聞いているとまどろっこしいことやってるなと。最初は3月末までに絶対に結論を出すんだという話が、1か月伸びましたと。そうしたら、きょう説明の中で7月、8月に不動産鑑定だ、測量だってやって、秋にならないと結論が出てこないと。地元はいらっしゃるわけですよ。きょうも朝っぱらからおじさん、おばさんたちと近所の人からいろいろ言われるし、どこかの会合へ行っても必ず言われるわけですよ。私は地元ですから、どうなったのって。どうするのって。

板橋五小、板橋六小、板橋十小の子どもたちの数見ると、1年生みんなぎゅうぎゅういっぱいとは言わないけれども、かなりの数が入っています。もしあそこに大きい400世帯とかなんというマンションでも建ててごらん下さいよ。一遍に足らなくなっちゃいますよ。このままほっておけば、最終的に利益のことを考えて、あっちが売ってくださいと。もう一一体化利用なかなかできませんと。板橋区とうまくいかない。でも、板橋区の皆さんが板橋区から高い金で買ってあげますから、買ってくださいよと言われて、売ってくださいよって。もし売っちゃったら、そういうことだってあり得る話。このまま物別れに終わるとしても、ぎざぎざの土地をうまく整地して、あなたたちが勝手にそちらの地主さんでやってください、こっちは板橋で勝手にやりますってやつたら、向こうはもしかしたらマンション建ちちゃうかもしれない。だから、一体化利用をやるつて言っているんでしょう。ですよね。

だけど、一番最初にお話ありましたよね。区の行政需要はないと言ったよね。区の行政需要はないと言っておきながら、一一体化利用はやりましょうと言ったって、そんな説得力ないじゃない、全然。あちらはあちらで具体的なことは、もしかして言っているのかもしれないけど、ここで言えないのかもしれないけれども、一一体化利用でこういうのをやりたい、そこが合わなくて話が延びているんならわかるよ。だけど、お金のことさっき言っていたけど、お金のことじゃないでしょう、恐らく。まずは何をやるっていう姿勢を板橋区が出さなかつたら、向こうだってうんともすんとも言えないでしょう。地元説明もできないじゃないですか。ただ一一体化利用、一一体化利用って言ったって、それは全然説得力ないですよ。そこに対する、じゃあこの土地の値段は、こういうものだったら土地の値段は幾らぐらいだろうけど、こういうものだったら違うというのもあるでしょう、出てくるでしょう。

さっきお金の話しましたよね。地主さんは、例えばですよ、本当に例えばの話ね。坪150万だと言っていると。板橋は坪100万だと言っている。1.5倍差があった。これは相当開いていますよねと。じゃ、板橋が貸す、あるいは板橋が売るという場合には、板橋は得するんですよ。そうでしょう。向こうが高く言っているんだったら。逆は別ですよね。板橋に引き取ってくださいと言うんだったら、これは高くてとてもじゃない。折り合いがつかないっておっしゃっているのは、じゃ、板橋は全部借りちゃうつもりなんですか。それとも買うつもりなんですか。だから、折り合いがつかないといって問題だと言っているんですか。その価格が違うということに対しての、板橋区が問題だと思っている点というのは何なんですか。答弁してください。

○政策企画課長

今、価格が異なるということでなかなか難しいなというふうな話がありますのは、同じ一的な活用をしていただく事業者とやりとりする際に、その土地が区の区有地とその民間の土地との価格が結構開きがあると、その後の例えば財産評価委員会とか、いろんな手続の中でなかなかその後の検討に進んでいかないんじゃないかなというところで、もう少しそこの聞きの部分を少し縮めていくことができないのかなという、その辺の話を今しているところでございます。

○おなだか 勝

財産評価委員会だとあって、今話にありましたけれども、板橋でそれを、じゃあ今150と100で仮定しました、さっきね。150ですよと、板橋区何も損しないじゃないですか、貸すのに。どこが損するんですか。業者がそれじゃ150じゃできませんよと言っていると。120ぐらいじゃないとできませんと言っているから、こうですとかっていうならわかりますよ。そこまで具体的な話なんかしていないでしょ。

もう一点、さっき一番最初に言ったことで、行政需要はないと言っておきながら、一体化利用すると言っている、こことの矛盾。板橋区としては、こういう方向で一体化利用をしたいからという提案はしているんですか、していないんですか。

○政策企画課長

区立の施設としての行政需要は現在ないというような意味合いでちょっと申し上げたわけですけれども、今、土地の所有者の方といろいろ話し合っている中では、あの辺の地域の活性化に資するような、例えば教育関係の施設であるとか、そういった事業者さんに来ていただく、そういう施設を誘致すると、そういうことはできないものかと。まだ具体的に、じゃあ教育なら教育というふうに決めているわけではないけれども、そういうことを一体的活用の中身として協議をしているところでございます。

○おなだか 勝

地域の活性化に資するって、地域の活性化って地域の人から話聞いたりもしないのに、よく言えるよね。そうでしょう。地域とそんな懇談会してないでしょ、まだ。会長たちにはこういうのやりたいぐらいのこと言っているのかもしれないけど、一般的なそんな話をしているわけじゃないでしょ。具体的にもっと、例えばあっちだって、地主さんだってバックについている銀行だか何だか知らないけど、その辺の人たちから提案があるはずですよ。こういうのにしたら土地活用として資産運用としては今、的確だと思いますよというのはあるはずなんですよ。具体的にそういうの、話入っているはずですよ。それについて、板橋区として、あ、それならば、地域のためになる、板橋のためになるなというものであれば、そこへ持っていくべきはいいけど、何か今の話を聞いていると、業者さんにプロポーザルで投げて、一体化だけオーケーとれたんで、あと何か考えてとお願ひする。逆でしょう。こういうものをやるっていうことがまずあって、合意をして、それからだと思うんだよね。手順として私、全く逆だと思っているんですけど、具体的なそういう提案できなかったら、これいつまでたったって、これ7月でも8月でも9月でも終わらないよ、こんなことやっていたら。具体的なそれやるつもりは、提案するつもりはないの。板橋区は提案するつもりないですか、本当に。一体化ということが先に決まらない限りは、業者に丸投げしてそこに決めさせるという今の考え方で、本当にそれで行くんですか。もう一回答弁してください。

○政策企画課長

地域の方々へは、町会長の方々を初めてして、お話をしているところではござります。ご要望等もいろいろと承っているところでございます。ただ、これで、こういう形で一的な活用をしたいという、そこまではお話ししているわけではないわけですがれども、いろいろなご要望を聞いた上で進めていきたいと思いますし、一的な活用について方向性が見えてきましたら、じゃ、具体的にどういったことができるのかということについては、地域の方々のお話等も聞きながら、当然進めていかなくてはならないというふうに考えております。

○おなだか 勝

地域の人、町会長さんたちにはと言ったって、それは具体的な中身言っているわけじゃないですね。だから、向こうからの要望はどういうのがありますか程度のように聞いているのはわかります。それは聞いてきますよ、私のところにも入ってきますよ。だけども、実際にはやっぱり区が主導してやるのか、やらないのかというのは大きな話ですから、そこはしっかりやっていただきたいと思います。

それから、豊南学園への貸しつけの話です。9時から18時って言っていますけども、これ部活動も使うのかどうかね。つまり18時でしょう。学校の授業といったら16時半ぐらいでしょ、せいぜい長くたって。幾ら高校だっていったって。18時まで貸すというのは、これは部活動も入っているのかなということが1つと、それから、さっき子どもたちの管理の話も少し出していましたけれども、ちゃんと先生が管理してくれるのかどうかね。というのは、大山小学校自体には人いないんですよね、ふだん。いない中で豊南学園に貸すということは、施設の管理面から何から、安全面から全て豊南学園のところでやってもらわなきゃいけないわけですよ。昔だったらとてもじゃないけど、豊南学園があの辺にうろうろしていたら板二中とけんかになって、えらいことになっていましたけど、最近おとなしいから、両方ともね、そういうことはないですけれども、その辺のところ本当にきちんとできるのかどうかということ。

それから、もう一点。豊南学園との間では、せっかくのこのお話、体育館の話がありました。校舎自体、敷地自体を丸ごと貸すなり、あるいは売却するなり、豊南学園として、豊南学園って実際狭いですからね、高校のところは。幼稚園まで持っているんだけども、例えば中高一貫やるためにだったら、あるいは小学校をつくるためだったら、もしかしたらそういう考え方もあるかもしれないんだけど、そういう話し合ってしたことはないですか。

○委員長

傍聴者の方に申し上げます。

委員会の最中でございますので、余りむやみな移動、または私語などは譲んでいただくようお願い申し上げます。

○政策企画課長

1点目のことにつきましては、第一義的には体育の授業で使いたいということでお話は聞いているところでありますけれども、貸し出しの時間の範囲内で、クラブ活動等での利用ということもあり得るかなというふうに考えております。その豊南学園が借りていただいている時間帯については、学園の先生がいらっしゃるということでございます。

あとそれから、館の全体の管理については、シルバー人材センターのほうにお願いし

ていまして、その人材のほうが常駐をしているところでございます。それから、そういう面での安全面での配慮ということは、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

それから、学校の貸し出しについて、またはその土地のあり方について、そこまで今回のこの暫定利用以外の部分で土地の活用について豊南学園と話をしているところはございません。

○おなだか 勝

せっかくですから、校庭があつて、体育館があつて、校舎があつて、校舎の中は多少いじんなきゃいけないでしようけども、そうしたら、地主さんにとって、板橋にとったっていいわけですよ、これ。そういうことも少し提案の中に考えて入れてみたらどうですかね。提案としておきます。

最後の1つ、さっき交通公園の話が出ました。普通公園にする可能性を含めて検討していると。もう一個、去年来、私言っていたことですけども、西町の都営団地、結局皆さん退室されて幸町に移ると恐らくその後、取り壇しになつてどういうふうになつていくのか考えると、相当壮大な土地ですよ。大山小学校の部分、交通公園の部分、都営西町団地、都営西町団地には1階のところに西町保育園も入っています。これもどうするのかって今度考えなきゃいけない。ですから、これ一体的に考えないと、本当はえらいことになっちゃうんじゃないかなと思うんですよね。避難所としての機能って、この陳情に当然あるように、それもありますし、それから、公園はどういうふうにするのか。例えばですよ、交通公園ってあれだけ広いものがあるのに、西町団地のところも公園にしちゃいます、それから、こっち側の大山小の残りのところも公園にしておきましょうとか、公園だらけになるだけの話ですからね。そういうことも含めて、一体化の考え方というのはもうせっかくですから、政策企画課長、せっかく新しく配置されたのだから、それこそ一体化でどういうふうな利用をしたらいいのかというのを考えもらいたいと思うんですけども、東京都との話とかはその後どうなっていますか。団地のことに関しては、――もう横に置かれて、ずっと最後まで情報が入らなかつたですよね。そういうことも含めてどういうふうにしていきたいか。

○政策企画課長

ご指摘のとおり団地に係る課題というのもございます。こちらにつきましては、昨年度東京都に何度も足を運んだりしながら情報収集に努めてきていたわけですから、なかなか情報がこちらのほうに入ってこない中で、突然年末になって方向性が示されたというところでございます。これはもう大山小とも隣接している地域、近い交通公園挟んでの隣接の地域でございます。課題があるところは、隣接して存在しているというところで、全体としてあり方について考えていかなくてはいけないのかなというふうに考えております。

○おなだか 勝

先ほどちょっと不適切な発言をしてしまいましたので、取り消しさせていただければと思います。

○委員長

おなだか委員より、先ほどの交通公園に関する質疑におきまして、不適切な発言があ

るので、本人からこれを取り消したい旨の申し出がありました。この発言の取り消しを許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う人あり）

○委員長

ご異議がないもの認め、さよう決定いたします。

○小林おとみ

私も実は、区が行政需要はないと。売却しかないということで、そういう方針を立て進めてきた、その前提のところで、やってきてまだ方向性は地主さんとは一致しているけれども、それ以上何も出てこないというような中で、やっぱり改めてもう一回立ち戻ることも必要だと思うんですよ。行政需要がないといううんだけれども、行政需要はかなりまたこの1年たつ中で、いろいろ変化してきていると思うんですよね。区全体、公共施設のあり方の問題も議論されていますけど、例えば区役所南館1つとったって、全然当初の目的とは違う需要が生まれてしまったりしているわけですよ。

あと、過去には例えば中学校の用地として確保したところを、東京都の警察に売却したこともあったわけですね。だから、さまざまなものという需要というのは生まれ得る話で、だから、改めて行政需要がないということについても、立ち返って本当にないというふうに言い切ってしまっていいのかということを考える必要があるし、あと高七小の問題でも、高七小に本来だったらこうしようと思ったプランが全部今白紙に戻って、まちづくりに変わっているわけですよね。そうすると、そのその行政需要の問題もまだ課題として残っているわけですよ。だから、区全体ではかなり行政需要問題はあちこちで火種が残っているというかな、残っているものがたくさんあるわけで、であるならば、大山小の問題もやはり1つはまちづくりの観点からきちんとニーズ調査をやるとかって高島平は始まっているわけなんで、そういう角度からの検討だって必要になってくるんだろうと思うんです。だから、地主さんとの話し合いをどうやっているのかっていうのも、もちろんお互いに区のほうは売却だけの意思があって、地主さんのほうはそういう意思は余りない中でやっている話だから、だから、どうやつたって進まない話だと私は思っているんですよ。だから、それをもう法的にどうかときちきちやっていくことも大事かもしれないけれど、まずそれよりも行政の側が今まで長い間学校として使っていて、防災拠点として大事な役割果たしていたっていうその需要があったことについてを最大限大事にして、どうするかっていう次の方針出していくっていうのがやっぱり順当な考え方かと思うんですよね。だから、そういうふうに区はもうちょっと、そこにもう一回立ち戻った議論もやっていただきたい、検討のし直しをしてもらいたいと私はそう思っています。どうでしょうか。

○政策企画課長

一般的な話としましては、この公共施設の跡地の活用につきましては、板橋区の公共施設の跡地活用方針というものが定まっておりまして、これに基づきまして中長期的な視点で活用の方向性を検討することとしております。

こちら大山小につきましては、その時点その時点での行政需要というのは当然いろいろ時代時代で見ていかなくてはいけないと思いますけれども、現時点では大きな変更点はないのかなというふうに考えておりまして、基本的には区が直接的な施設等建設というわけではなくて、その地域に必要な公共的な民間事業者の活用であるとか、それから、資産としての売却貸付を含めた活用、それから、暫定利用というこの辺の方針に基づいてしていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

○小林おとみ

私は少なくとも、高七小の行方は見守る必要あると思いますよね。高七小がどういうふうなことになっていくのかというのは、ひとつ見守っていく必要があるんじゃないかなというふうに私は思っています。

それと、あと体育馆の暫定利用で高校に一部貸すということなんですねけれど、通学路の問題は先ほど松崎委員からもご質問があったので、防災拠点としてということが今度の陳情の大事な趣旨になっているので、やはりその学校との間で、子どもたちが使っている時間だけではなく、防災協定ではないけれど、そういうものがやっぱり結べないのかなと。地域にとっては大事な防災拠点になっているんだということで、12月までとはいへ、やっぱりどういうふうな、いざというときにどういうふうに学校との協力関係をつくるのかとかということについては、独自の何か協定などを結んでおく、協定というか、申し合わせというかな、そんなものを結んでおく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その点ではどうでしょうか。

○防災計画推進課長

豊南学園さんが大山小学校を使うということでお話を聞いております。体育の授業でという話も聞いております。万が一その際に震災が起きた場合は、基本的には一般的な区民と同じで、そこに滞在していただいて、それで災害の状況を確認していただいた上で帰っていただくというのが一般的だと思うんですけれども、その後の例えば高校生ですので、地域の中でどういう活動ができるか、それと避難所もございますので、そういったところをどうするかは今後の課題という形で考えていきたいとは思っております。

○委員長

この程度で質疑並びに討論を終了し、意見を求めます。意見のある方は挙手願います。

○大野はるひこ

この陳情者の方の願意は、大山小学校を地域の災害避難場所として、これからも確保することを求める陳情ですので、今現状は危機管理室のほうでも対応策をとっていただいているんですけども、28年3月31日がタイムリミットで、それまでの間にはもう方向性を出して、もう動いていかなければいけないということなんですけども、先ほど有馬政策企画課長のお話を聞きしても、まだ板橋区としての方向性が定まっていない現状ですので、採択、不採択の主張をするわけにはいきません。早急にどういうふうな取り組みをしていくのかを示していただきませんと結論が出ませんので、今回継続審査を主張させていただきたいと思います。

○松崎いたる

私たちも継続審査なんんですけど、1つは、ただ陳情の趣旨は防災拠点、避難所も含めて残してほしいという陳情ですので、建物があるうちはそういうふうにしてくださるということはお約束はしていただきましたが、その後の活用方法についても、今、地主の

方と協議をしているということなんですが、いずれにしましても、やはり公共の施設を跡地につくるということが必要だと思いますし、その際にはやはり災害時にはそういう災害拠点にもなるし、避難所にも活用できるような、そういう公共の施設をつくるべきだというふうに考えますので、ぜひその方向で地主の方とも協議をしていただきたいと。

同じですけれども、現段階では相手がある話で、それがまとまっている段階ですかから、今言ったようにやつてはほしいんですけど、今そうすべきというところまでいきませんので、引き続き継続審査にして、その都度交渉の状況などは逐一報告をしていただきたいと思います。

以上です。

○おなだか 勝

私どもも継続審査を主張いたします。決まっていない状況なのでね、このまましっかりと協議をしていただきたいと思いますが、公共性のある建物、公共の施設というとまた区営、区立になっちゃうんで、公共性の高いものをぜひ跡地に据えていただきたい。あるいはさっき話が出来ました豊南高校とのかかわりが出てきていますので、そういう学校ですね、学校の私立学校でも構わないので、利用というのもひとつ視野に入れてやっていただければいいと思いますので、とりあえず当面は継続審査ということでお願いしたいと思います。

○松岡しげゆき

継続です。公共の施設というのは、地域の方々も例えば若葉小跡地が介護施設等が入って、いざというときには地域の方々も利用できるということもありますしね、今後は高齢者施設、介護施設、それから、障がい者施設なんかを含めて、学校もそうなんですね、そういうものがやはり公共の将来性のある施設だと思うんですね。そういうのも含めて努力をしていただきたい、なかなか難しいのは理解していますので、そういうことを含めて何とかそういうものが地域の中にできるように努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

○橋本祐幸

私どもも継続審査を主張いたします。そして、借地借家の問題は、やはりもう少し勉強する必要があるということだけ申し添えておきます。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

お詫びいたします。

陳情第77号 大山小学校を地域の災害時避難場所としてこれからも確保することを求める陳情を継続審査とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議がないものと認めます。よって、陳情第77号は継続審査とすることに決定いた

しました。

○委員長

次に、所管事項調査を行います。

板橋区職員の懲戒処分の公表についてを議題といたします。
本件について、理事者より説明願います。

○人事課長

それでは、板橋区職員の懲戒処分の公表についてご説明いたします。

まず、資料1-1をごらんください。

板橋区職員の懲戒処分等公表基準に基づきまして、平成25年度中、平成25年4月1日から平成26年3月31までに発令されました地方公務員法上の懲戒処分につきまして、公表するものでございます。

少し説明いたしますと、地方公務員法第29条第1項では、懲戒処分として免職、停職、減給、戒告の4種類を規定しており、懲戒処分の理由として同法1項1号は法令違反、2号は職務上の義務違反、職務懈怠、第3号は全休の奉仕者たるにふさわしくない非行を規定してございます。

平成25年度は免職処分が1件、停職処分が1件、戒告処分2件の合計4件の懲戒処分がございます。

それでは、資料のほう説明しますが、まず1、懲戒免職、ホタル生態環境館における事故、こちらにつきましては、後ほど資料1-2で説明いたしますので、この場では省略いたします。

次に、同ページの2番、停職処分でございます。

1)の飲酒運転による交通法規違反でございます。こちらにつきましては、平成25年9月27日、専決処分の案件として、この委員会で報告したものでございます。大船渡市への派遣職員の事故でございます。

被処分者、主事、38歳でございます。

事案の内容です。派遣先である岩手県大船渡市において、イベントの手伝いをした後に、その打ち上げなどで飲酒をし、車を運転して帰路についた。その帰路途中、標識、ガードレール、車両を破損する事故を起こしました。事故を発見した運転手の家族からの通報により、酒気帯び運転が発覚したものでございます。

処分の内容は、停職6ヶ月間ということで、発令年月日、根拠規定につきましては、記載のとおりでございます。

次に、続きまして、裏面に移ります。

3、戒告処分でございます。

1)欠勤事故でございます。

被処分者、主事、45歳でございます。

事案の内容でございますけれど、平成24年9月13日、1日間です。平成24年9月14日、3時間でございます。平成25年2月27日、こちらは無届1日間、私事欠勤を重ねたものでございます。

処分の内容は戒告でございます。発令年月日、根拠規定は記載のとおりでございます。

2)飲酒による非行行為でございます。

被処分者ですが、主事、44歳です。

事案の内容でございます。平成25年6月25日の勤務終了後に飲酒し、その帰宅途中のJR埼京線の車内及び下車駅において、同乗客と口論になり、胸ぐらをつかむなどの行

為を行った。また、仲裁に入った駅警備員に対しても、肩章を引きちぎるなどの行為を行つたものでございます。

この行為によりまして、新宿警察署へ連行されました。当日中に警察署の仲介のもとで、相手方のシャツ代であるとかタクシ一代を相手方に支払って示談が成立してございます。その後、事故者の上司が警察から身柄を引き取ったというものでございます。刑事事故にはなってございません。また、翌日には駅の警備員に謝罪してございます。

以上が平成25年度の懲戒処分4件でございます。処分者も合わせて4件でございます。

なお、平成24年度は11件ということでございます。

続きまして、資料の1-2に移りたいと思います。

職員の懲戒処分についてございます。

先ほど申しました懲戒免職のホタル生態環境館における事故についての報告でございます。

1、被処分者については記載のとおりでございます。

2、処分理由でございます。被処分者は、特定の営利企業に便宜供与を行い、当該企業の経営に深く関与するとともに、みずからも当該企業の事業に携わった。また、本来区に歳入されるべき特許実施料金について損失を招いた。これらは被処分者には権限がないにもかかわらず、上司に判断を仰がず、契約等を行うなど、極めて不適切な行為であったものでございます。

以上の行為は、公務の信用を傷つけるものであり、その責任は極めて重大であるということでございます。その結果としまして、地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号の規定に基づいて、懲戒免職処分を行つたものでございます。

3の事実概要でございます。こちらについては、少し詳しく述べていただきます。

まず最初に、この四角の上から2つ目のところでございます。在来種クロマルハナバチの飼育販売への関与ということでございます。

ホタルの飼育における環境整備のために、必要最小限の範囲で認めていたホタル生態環境館内での在来種クロマルハナバチ、以下「ハチ」といいますけれど、ハチの飼育に関する業務提携につきまして、平成21年7月に板橋区ホタル飼育施設で被処分者の氏名でA事業者として、A事業者との間でハチ飼育に関する業務提携契約書、以下「提携契約書」といいますけれど、こういったものを締結しております。A事業者というのは、この当該施設のボランティアをされていた方のうちの1人が代表者になってございます。

その後です。平成23年4月です。板橋区ホタル生態環境館長、被処分者氏名としてA事業者及びハチを商品化して出荷することを目的とした石川県の財団法人Bとの間で、ハチの売買契約書及び秘密保守契約書、以下「売買契約書」等と言わせていただきますが、そういうものを締結したものでございます。こちらは、ハチの商品化が目的であることであるとか、女王バチの販売価格、あるいは毎月の最低購入数であるとか、ハチの商品化に伴う被処分者の具体的な役割について明記されているものでございました。同施設がA事業者の実質的な所在地となっていることを知りながら、同施設においてA事業者のハチ飼育を認めるなど、便宜を図つたものでございます。

また、提携契約及び売買契約等に基づき、区の本来業務ではないハチの生態確認作業等を同施設内で行ったものでございます。これらの行為は、特定の営利企業への便宜供与を行い、当該企業の経営に深く関与したものと認められます。さらに、区の本来業務ではないハチの生態確認作業等を行っていたことは、職務専念義務に違反しているものでございます。また、被処分者には権限がないにもかかわらず、あるいは上司に判断を仰がず、区の意思決定を受けることなく契約等を行うなど、そういったところで不適切な行為があつたところでございます。

続きまして、上から3つ目、4つ目のところでございますが、静岡県C町で施工されたホタル水路整備工事への関与に関するところでございます。

平成24年2月から平成24年3月まで、静岡県C町で施工されたホタル水路整備について、D事業者を紹介し、施工されることにより、D事業者に利益をもたらしております。

す。このD事業者ですけれど、被処分者が言うには、資材・技術を提供できるのはD事業者しかいないという理由で、全てのホタルの再生事業について、このD事業者を紹介していたということでございます。

また、D事業者から静岡県C町宛てに提出されました業務代理人等通知書には、D事業者主任技術者と記載されていまして、同水路整備に携わってございます。

さらに、板橋区ホタル生態館被処分者の氏名で、平成24年5月に文書でもって静岡県C町宛てにホタル飛翔に関する事項（最低5年間）を提出しまして、区に歳入するべき特許実施料金を免除する旨を約束しているものでございます。

これらの行為は、本来区に歳入されるべき、具体的に言うと120万円になりますけれど、こちらについて損失を招くとともに、特定の宮利企業へ便宜供与を図ったものです。また、被処分者には権限がないにもかかわらず、上司の判断を仰がず、区の意思決定を受けることなく、相手方へ同施設の名称を使用した文書を提出するなど、こういったような公文書の取り扱いも不適切であったというものでございます。

続きまして、下から2つ目の四角のところでございます。平成25年6月7日、これ午前中なんですが、区の本来業務ではない宗教法人Eから送られてきましたホタルの成虫ですね、ホタルの仕分け作業を同僚の再雇用職員に指示して行わせました。いわゆるホタルの雄と雌を分けまして、個人に渡すような、こういうようなプラスチックのケースのほうに二、三匹ずつ分けたと言ってございます。そういうようなことを指示したということです。勤務時間内に同僚に対して職務専念義務違反を行なうよう教唆したということで、その任務に非常に背く行為であるということで、こちらにつきましては、関係者の証言からは、数年前から毎年行なっているというような話を聞いてございます。

一番下の四角のところでございます。同施設の管理におきまして、平成25年12月6日の深夜の施錠及び7日朝の解錠、平成26年1月17日の深夜の施錠及び18日朝の解錠について、上司に無断で区職員以外の第三者に鍵を渡し、施設の施錠・解錠を依頼した。環境課から事故者への取り締まり簿を提出するように要求していましたけれど、平成25年11月以降の取り締まり簿は提出されておりません。

また、同様の行為については、8年ほど前から年間数回行なっているというような話を伺っています。その際の取り締まり簿については、自分が解錠・施錠を行なったように装ったということで、虚偽報告があったというふうに確認してございます。

これらは行為なんですが、全て区の意思決定を得ずに行なったものでございます。

3でございます。3、原因です。

被処分者の公務員としての自覚を欠く行為はもとより、適切な事業運営がなされていなかったことに大きな原因があると思ってございます。ホタルの累代飼育は、長期間の実務経験等による部分が大きく、その技能を共有できなかつた結果として、当該施設で事業及び施設運営を被処分者に依存してしまったことが非違行為の発覚を遅らせた大きな要因であると考えてございます。

長時間にわたり1人の職員の非違行為について見過ごされていたことは、組織管理に問題があったものと言わざるを得ないと考えてございます。

4番、対策でございます。

今後ですが、関係者の責任問題も含めまして、管理・監督体制について検証が必要であると考えております。今後も調査を継続して原因を追究していく予定でございます。

また、二度と同じ過ちを起こさないために、今後組織を挙げて対策を検討して、組織管理、あるいは職員意識の両面から再発防止に向けた改善策を実施していく所存でございます。

今回の不祥事については、繰り返しになりますが、技能の継承が進まず、結果として職員1人に事業運営を依存してしまったこと、あるいは技能の集積だとか情報が集中してしまったというようなこと、そういう環境を許してしまった職場環境、あるいは管理・監督者等の課題があると思ってございます。

以上が1-2の説明でございます。

今般ホタル生態環境館という区民の皆さんを初め、多方面から注目いただいている施設の職員が懲戒免職という職員の公務員として自覚を欠く行為によって、区民の信頼を著しく損なう不祥事が発生したことは、まことに遺憾だと思ってございます。区民の皆

様、議会の皆様に深く申し上げるとともに、今後改めて職員の気の緩みを戒めるとともに、事故が発生しないようさらに職員の意識改革、職員の風土改革に取り組んでまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○大野はるひこ

説明ありがとうございました。

今回の処分なんですが、20数年来にわたってホタル生態館の事業が実施されている中で、私たち議会も予算を承認して、議決をして、執行に至っているわけなんで、非常に残念であると思います。というのは、議会と行政の信頼関係があるからこそ、よりよい区政運営ができるはずなのに、こういったことが起きたということは非常に残念です。そして、以前私が当選した直後に教育委員会の事件もあったときに、坂本区長の謝る姿はもう見たくないのと、そういうことを私言つたんですが、また今回も区長の謝罪が発生すると思われます。これも残念です。

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、これは企画総務委員会が所管する人事案件なのでお聞きしたいんですが、長期間にわたってこの方は同じ部署でずっといらっしゃったわけなんですか、板橋区内のほかの部署でそういった方がいらっしゃるのかどうか、まず1点お聞きしたいと思います。

○人事課長

それで、こちらが平成26年4月1日現在の状況なんですが、同一職場に10年以上在籍している職員ということで、そういうものの確認をしてございます。そういう中でいうと、一番多いのが生活衛生課の20人ということです。こちらにつきましては、いわゆる保健衛生管理職、あるいは食品衛生管理職、こういった方が従事しているわけですけれど、この衛生管理の業務自体が生活衛生課のみということで、結果的にこういう形になっているということでございます。

それと、もう一つがおとより保健福祉センターが10名いらっしゃいます。こちらにつきましては、やはり理学療法士、あるいは作業療法士といったような専門職種、あるいは以前家庭奉仕だととか介護指導だとかという方が今事務に転職されているんですけれど、そういう方がやはりある意味専門的な形で担っていただくという部分で、長期にわたっておとセンに滞在しているという形になっております。

もう一つがこれも3福祉事務所で10名ということなんですが、こちらにつきましても、家庭奉仕職のところで何人かがやはり長期間その事務所にいるということと、福祉事務所の中では今かなりスパンが広いので、係は異動しているわけですが、同じ事務所に滞在している方もいらっしゃいます。

それと、その次が土木事務所が9名という形でいらっしゃいます。土木事務所についても、ご案内のとおり2か所ということで、2か所の異動というのもあり得るんですけど、結果的に9名がちょっと長期にわたっている、あるいは天津わかしお学園ですか、ここは6人いますが、これはちょっとやむを得ないのかなと思っています。そのような状況でございます。

○大野はるひこ

全てが全てではないんですけども、板橋区の場合、部長さん、課長さん、いわゆる理事者の皆様は2年とか3年のサイクルが多いですよね。その下の方々もやはり全てではないですよ、同じ部署にずっといるとえてしてこういうことというのは起きやすいですね。このホタルの専門のこの方、ホタルの職員の方というのは、ホタル専門の技術を持った職員で最初から配属されたのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○人事課長

それで、この方なんですけれど、この職員は昭和55年4月に板橋区に採用されまして、このときの採用の職務名は一般作業ということで、作業IIということで、いわゆる作業に当たる方でございます。

何回か異動を重ねておりますけれど、作業職の説明なんですけれど、いわゆる現業系ということで、いわゆる事務が行政職といいますね、あとは現業のほうで、いわゆる作業に当たる方なんですね。そういうような職種になります。ちょっとそれはちょっと説明抜けておりましたので、加えさせていただきますけれど、この方のちょっと経歴ということなんですけれど、最初に昔、土木部公園課のほうに見次公園の詰所ってあったんですね。そういったところでの作業職ということでやっていました、その後、同じく土木部の公園緑地課というところでこども動物園の作業ということを行っていました。その後、同じ公園課の中で、温室植物園ってございました。その中の作業を行っていたんですけれど、平成4年に赤塚植物園に参りました、その途中からいわゆる区のほうでホタルの飼育に従事してきたということです。その後、平成5年度の途中で、今あるホタル飼育施設に配置されて、そのままずっとこういう形でなっているということで、本来の職からいうと、そういうような技術の専門職ということではございません。

○大野はるひこ

そうすると、ホタルの生態館に行くまでいろいろ異動された、今ご説明いただいたんですけども、ここに来られてから今までの間、なぜ異動が起きなかつたのか。公務員ですから、ずっとそんなところに長い間いるはずはないわけですよね。なぜその長期間にわたってその方をそこの職にとどめていたのか、理由をお聞かせいただきたいと思います。

○人事課長

その部分が最も今回の課題なんだとは思っていますけれど、実際にホタル事業ということで、生き物を飼う、飼育するということです。飼育するには非常に経験が必要な仕事だということで、その部分で、まず第一に生き物を守るという部分で、なかなかその技術を継承する方ができないということで、そういうことがありますて、組織的、あるいは人事的な部分でいっても、例えばその間に非常勤の職員を入れたり、技術的な職員を入れたり、あるいは別の職員をつけたり、あるいは委託を、今現在も委託ですけど、委託を進めたりということで行っていたんですけど、結果的に技術の継承が進まないということで、そのものの職員がないとホタルが存続できないよというような話があって、結果的にこういった形で長期にわたった在籍という形になっております。

○大野はるひこ

そのこと自体がそもそもおかしいんですよね。だって、技術の継承ができなかったりという理由はおかしいじゃないですか。だって、これ板橋区はホタルだけやっているわけじゃないんですから、公務員の皆さんというのはそれぞれ異動があるわけですから、それを伝えていかなければ、例えばこの方が処分を受けないで、58歳で処分になりましたけど、じゃ、60歳で定年になった後に、完璧に技術の継承できないわけじゃないですか。なぜその20何年間もの間、その人ばかりに任せてそういう手当てをしなかった。その要因は何でしょう。お答えいただきたいと思います。

○人事課長

今となってはという話になるのかなとは思いますけれど、結果的には生き物の命をとにかく守っていくという部分がありますので、そういう部分で、そこがなかなか守れないというような、そういうようなリスクがあったときに、じゃあどういう選択肢をするかというところで、組織的な形でいろんな委託を入れるだとか、先ほど言ったように職員をつけるだとかという話はしたんですけど、結果的にうまくいかなかったということで、そこは非常に組織的にも反省すべき点だと思います。

○大野はるひこ

ということは、この処分になった方は組織ですから、上司の方の言うことを聞かなかつたということで判断してよろしいんでしょうか。

○人事課長

職員に関してなんですけれど、これは印象でございますけれど、このホタルの飼育に関しては、非常に熱心だったと思ってございます。ただ、一方で組織として事業検証という意味では、なかなかその辺の技能継承について協力いただけなかつたのかなというふうに考えております。

○大野はるひこ

役所ですから、個人商店ではありませんから、組織で動いているのに、何か変ですよね。それが今になってわかりましたけど、恐らく板橋区としても何かおかしいんじゃないかなということは薄々感づいていたと思うんですけども、それをその方に対してはっきりとすることはできなかつたんじゃないかと思いますよ。自民党議員団でも、生態環境館に団で視察させていただいたときも、これはちょっとおかしいんじゃないのということを伝えているはずなんですよ。そういった指摘事項も踏まえて、区として何かその方に対して後ろめたいことがあるから言えなかつたのか、それともその方の言うことに對しては何も言えなかつたのか、どちらなんでしょうか。

○人事課長

一義的には組織の長である管理職が、そういったところの飼育の継承については、それぞの管理職が促していたとは思われます。ただ、そこがやはりしっかりとした形でできなかつたのかなとは考えております。

また、私どもこれは人事であるとか組織だとかという部分で、区の運営という部分でいうと、やはりその部分で一步踏み入れるのがちょっと弱かったのかなと。そういった

ところはあります。

○大野はるひこ

もう余り言いませんけど、その方も公務員だったわけですから、公務員として組織ですから、個人でやっているわけじゃないんですから、それを見過ごしていたことは私は非常に問題はあると思います。それ以上は言いません。ありがとうございました。

○しば佳代子

今のお話の中で、10年以上勤務をされている方が50人いらっしゃるということで、今も指摘がありましたけれども、専門職とかであれば、ずっと勤務をしていて、もうわかり切っていると。その上、管理をする方がころころ変わって、いや、こっちのほうが現場を知っているんだというふうになると、やはりこれと同じようなことが起こりかねない。この50人の中で起こりかねないわけですよね。その対策については、どのようにお考えですか。

○人事課長

私ども、実態としてこういった形で長期滞在者がいるわけですけれど、その他の職員のところについては人事異動基準というものを設けまして、必ず最高でも、最年長でも五、六年までということで、これは基準の中でローテーションしているところなんですね。

ただ、一方で課題であるというのがその専門職であったり、その職が職場がそこしかないようなところってあるんですね。そういったところについては、これは職種の中でやっぱり開拓できる部分、できない部分があるんすけれど、なるべく所内の中で仕事を変えるだとか、そういったような努力をしていただくということで指導しているところでございます。

あと一つ、やっぱり長期滞在ということで課題であったところが、例えば清掃事務所があったんですね。ここは東京都から移管を受けたわけですから、東京都の時代はそこに配属されると一生そこで、技能長以上は別ですけれど、そういったようなルールがあって、実を言うと東西の異動も非常に難しかった。今年度からはそこを10%以上異動するということで取り決めをして、少しずつそういったことで手をついているところでです。

○しば佳代子

いろいろ対策は考えているみたいなんすけれども、まだまだ管理職の方が専門職に近づいて、一般的ではおかしいよということに関しては、強く言っていくということが本当に必要なというふうに思いますので、これはもう今後いろいろ対策を考えていきたいと思います。

こちらの本題になるんですけども、私が聞いたところでは、1月の末か2月の初めに、ご本人は辞表を出したと。それを保留しているというふうに聞いていました。それが本当なのかどうか。今回、懲戒免職になったというのは、その辞表を保留にしておきながら、今回そういうふうになったという経緯というか、そこまでお話ししていただきたいと思います。

○人事課長

おっしゃるとおり辞表について受けまして、保留をしておりました。辞表というのはあくまでも、私どもが退職願という形でいただきまして、それを承認するのは区サイドになるわけです。そのときに疑義がある部分があれば、そこをしっかりと調べた上で、退職させるかどうか、承認するかどうかという判断があると思います。

今回につきましては、そういったような疑義がありましたので、そういったところを調査した上で、今回の処分に至ったというところでございます。

○しば佳代子

調査した結果で得たものの処分というふうに考えてよろしいんでしょうか。

○人事課長

ここでも何回かお話ししたとは思うんですが、基本的に事故の調査というのは服務監察というんですが、基本的に所管から事故報告が総務部長宛てに上がってきます。それに基づきまして、事故監察ということで、これがいわゆる調査なんすけど、それを行います。調査をして、その確認を得た部分で、懲戒分限委員会にかけまして処分を決定する、そういったような流れでございます。

○しば佳代子

その調査の結果については、ここでは報告ではなくて、別のところで報告しているのかどうかということと、あとは続けてお聞きしますすけれども、処分の理由として、みずからも営利事業に携わったと。区の損失120万円、先ほどお話をあったものが損失を出したということなんすけれども、これっていうのは、事件性はないんですかね。

○人事課長

調査の内容を公表するかどうかという話なんすけど、こちらにつきましては、きょうご報告させていただいた、口頭も含めてなんすけれど、そういった部分も含めまして、これが調査の内容ということだと思います。ただ、その裏づけをするために、関係者から事情等も聞いております。そういった部分は、いろんなプライバシー等々もございますので、そういったようなことも配慮いたしますと、公表するというものではないと考えてございます。

それと、例えば事件性ということでいうと、私どもと刑事事件との役割というのがあるんだと思うんですね。私ども懲戒処分できるのは、例えば今回でいう営利企業の従事であるとか、職務命令違反だとか信用失墜、こういった部分というのは、いわゆる服務に関する事。服務に関する事は懲戒処分になると思います。

一方で、例えば収賄罪であるとか横領だとか、背任も含まれるんだと思いますけれど、そういった部分というのは刑事事件になるのかなと思っています。

○しば佳代子

ということは、これは120万円の損失なので、横領には当たらないからということで懲戒免職になっているということなのかどうか。まずそれをお聞きします。

○人事課長

これは横領ではなくて、権限がないにかかわらず、その特許実施料を免除したという部分で、損失を与えたという部分で、これは横領には当たらないと考えています。

○しば佳代子

次の3番の原因のところにも書いてあるんですが、被処分者に依存してしまったことが発覚を遅らせてしまって、拡大をさせたものであるというふうになっているということになると、先ほど一番最初にお話をしました管理能力疑われますよね。責任が大きいと思います。これについての処分はどのようにになっているでしょうか。

○人事課長

これも当初の説明でお話ししたように、やはり関係者の責任問題という部分で、そこはまだ処分に至っておりませんので、今後しっかりと管理体制、当時の管理体制等々も含めて、さらに検証であるとか調査を進めて、しかるべき処分を行う予定でございます。

○しば佳代子

ぜひ1人の責任じゃないということを自覚していただいて、携わった方も今後このようなことが絶対にないようについてと、あとは処分を受けるべきだと思いますので、そこはしっかりと行っていただきたいと思います。

以上です。

○小林おとみ

処分についての報告なので、処分が妥当なものかどうかという判断を私もしなければなりませんので、幾つか説明された点について確認をさせていただきたいというふうに思っています。

1つは、A事業者との間での業務提携契約書についてというのがあります。Aというのは、本会議の答弁から推測しますとイノリー企画というふうに名前が公表されておりまますので、これは公の場で話していいんだと思いますね。本会議、区長が答弁しておりますので、イノリー企画との間での業務提携契約書、原文を見ることができました。原文を見ますと、これちょっと私たちはふだん常識的に考えたら、ちょっとびっくりする、先ほど課長もおっしゃっていましたけども、これですね、業務提携契約書、契約を交わしているのは、今言った職員本人の個人印のある個人、甲。乙がイノリー企画というような文書になっています。この契約書について、交わされていることについて、区はこれはいつ、どの時点でこの文書の存在を知ったのか、そして、こういう契約書を交わしたことについて、いつ知ったのかというのを教えていただけますか。

○人事課長

こちらにつきましては、所管からこういったような事故が起きているというお話をあ

りまして、所管課のほうでも調査を進めていました。その調査を進める段階で、こういったものが明らかになってきたということで、この事故報告自体が昨年の9月以降になりますので、そこからのまた調査の中で出てきたということです。

○小林おとみ

この契約書には、契約の業務提携の内容が書いてあるのと、その中には、例えば基本的には飼育継続、この業務提携契約は在来種クロマーハナバチの飼育と育成についての内容となっていて、このホタル飼育施設で個別に育成を行うとか、それから、個体採取を行うとか、それから、そうした研究を、甲というのこの職員ですね、職員の指示によって行うとかということを提携していて、そして、その費用負担などにも書いてありますし、基本的には飼育継続費用は甲が負担すると。甲というの職員の側ですよね。区なのか本人なのかわかりませんけれども、というふうなことまで書いてあります。こういう契約書そのものが、しかし、そういうこのイノリー企画と職員がこういう業務提携をすること自体について、文書を交わしたかどうかは別にしても、そういうことについては、区は知っていたのかどうかですね。話として聞いていて、例えばこういうハチの飼育について、職員としては区に、上司に話もしていたと。それはなかなかいいんじゃないかと言われたとか、何かそういう経過があって、実際やっていたということと、それから、しかし、そういう口約束のような口頭のやりとりで仕事が始まってしまったという問題と、それをしっかり文書にしたためて、文書で契約書を交わしたというのではまた質が変わりますよね。普通でいけば、もしやるとしても、普通でいけば、やるならば区としてきちんと予算もつけて、事業化をして、契約を結んでやるようになると思うんですよ。普通の常識的に考えれば。ところが、それが個人の判断で個人で、個人的な契約書を交わしてしまっているということ自体について、この文書は本当に区としてはどういうふうにこの文書を取り扱うのかもあるし、それから、そういう文書が交わされたこと自体を区が知らなかつたということになるんですか。知らなかつたとしたら、それはなぜなんですかということになるんですけど。どうなんでしょうか。

○人事課長

まず、上司が報告を受けていたかどうかという話だと思うんですが、当時の上司等にも事情を聞いておりますが、全く知らなかつたと。報告を受けていないということです。それと一般的に被処分者が上司に報告したというような話をしているということなんですけれど、一般的に言えば、上司に報告して了解を得るのは、その後にやっぱり記録を残すものなのかなと思っていますし、これだけ重要な案件である部分で、逆に言うとしっかりと口頭で行ったことがしっかりした報告になっていたのか、あるいはしていないのかという話になってくるのかなとは思っております。

この業務提携契約書自体、区としてどういうふうに取り扱うのかという話なんだと思いますが、一般的に契約行為は、区が契約行為をする場合には、少なくともいわゆる権限がある者が公印を使って、いわゆる角印ですよね。それを使って行うものです。こちらは板橋区ホタル飼育施設というふうに冠はありますけれど、個人名ということで、しかも、いわゆる私印です。そういったものというのは、全く公の業務に係るものではないというふうにしか理解できませんし、個人の契約としか言いようがないと思います。

○小林おとみ

公文書とも言えないし、公の取り交わした文書でもないし、しかし、個人が勝手に交わしたといっても、つまり文書としての性格が全く成立の根拠がないというかな、そ

いう私は印象を持ちますし、それから、認められないというふうに私は思います。公文書偽造というのとまた違う気もするし、何か複雑な思いがするんですけど、こういう文書を、でも、もっと言うと、こういう文書が区の職員としてつくれてしまうこと自体のその資質が問題だと私は思うんですね。普通、公務員であるならば、自分が個人でどこかの団体と契約するようなことはあり得ない話なんで、それをしてしまうこと自体の問題点というのが、まず処分の一つとしては大きな重要な職員の失墜行為だというふうに私は思っています。業務に対する不適切な運営というんですかね、そういうことに当たると思います。

それと、もう一つが、その次にあるB法人との2つ目、A事業者とB財団法人との間の売買契約書と秘密保守契約書、これも現物見せていただきましたけど、本当に不可思議な、ちょっと大変不可思議な不可解な文書です。ここでは先ほどあったイノリー企画と、それから、財団法人の都庁ふれあい公社と、イノリー企画が甲、ふれあい公社が乙、そして、この職員が丙というふうになって当事者になっていて、そして、イノリー企画はこのホタル生態環境館と業務提携契約及び知的財産権の取得保有管理運用事業目的の一部としている事業主であると書いてあって、イノリー企画は下記の特許権の一部を譲り受け、ホタル生態環境館の持っている特許権ですよね、これの一部を譲り受け、クロマルハナバチの農業生産現場の商品化を目指している事業者だと、こう書いてあるんですね。ここだけでも何か不思議なのは、例えば特許権の一部を譲り受けていることについて、区はこのことを、ここは区がかかるりますよね、特許権は区が持っているわけなんですか。この特許権の一部を譲り受けるということはどういうことなんですか。

○人事課長

こちらのいわゆる売買契約書に関する事項でありますけれども、ここでいう特許権というのが、いわゆる日本在来種クロマルハナバチの繁殖供給飼育方法の特許権なんだと思います。これについては、被処分者の、区はかかるない独自の特許ということを考えています。

○小林おとみ

それはわかりました。これは、じゃあホタルとは違いますからね、そこのハチの部分の一部を譲り受け、そして、その職員が個人の名前で出てきて、そして、契約の当事者になっているということですね。の中には商品化に伴う費用面の問題などについても言及がされています。これも先ほどの文書と同じように、公文書、契約文書として成り立つような文書なのかどうかと。公務員がこれに携わって、自分の判断で契約書を取り交わしたことについて、これはこの文書についても、区はいつどのように知ったのかというのも知りたいんですね。どう考えたのか。

○人事課長

先ほどの提携契約書と同様の形で、区のほうは入手してございます。

この契約書の見解であります。やはりこれも同様です。極めて不適切な文書の取り扱いだと思っております。権限がない者が適切な手続を踏まないで、しかも個人名で、組織上もこれ施設で単純に事業の名称というか、事業をする場所であって、組織上の施設でもないという部分でいうと、全くこれは被処分者個人の契約と解するしかないというふうに考えております。

○小林おとみ

ちょっとあんまり長くなつても悪いので、2つのAとB、1つ目、2つ目については文書そのものを私はこういう文書を個人で交わすということ自体を平氣でできるっていう、平氣でっておかしいけれど、職員として、通常職員としてのきちんとした知識を持つていれば、やってはならない行為だということはわかっている。わからなければいけないと思います。その点では、きちんとした対応が必要だというふうに思います。

それから、次に静岡県C町の問題ですけれども、これも主任技術者としての記載されているこの書類もいただきました。皆さんところにも多分届いているんだと思うんですけど、これはまた驚くべき文書で、多分各会派に届いていると聞きましたよ。業務委託契約書。普通、公の町がある業者と契約を結ぶときには、当然相手方の公の、会社の側には会社と契約を結び合うと。会社の代理人は個人名が書いてあって、主任技術者がこの職員の名前になっていると、こういう会社の一員として名前が書いてあるような契約書を結ばれているということでびっくりしたんですけど、だから、これも、だから、公務員がその一つの会社の一員となって主任技術者になっていて、委託料が払われていて、お金が回ったかどうかは全くわからないけれども、こういうふうな形で一つの事業者の中に一員となって入ってしまって事業するということについてですよ、こういうことが起きていること自体を区も知らないとかっていうこと自体が、これがまたよくわからないんですけど、こういうことが起きていたこと自体について、調べた当事者としてどういうふうに思っていらっしゃるのか。

○人事課長

こちらにつきましても、被処分者のほうに確認してございます。被処分者のほうは、あくまでも業者が勝手に名前を使ってこういったものを提出した、あるいは業者のほうはC町のほうからこういうような通知書が送られて、判断を押してくれということで出したという話になっていますけれど、ただ、実際にこの業務について、このC町まで被処分者が行って施工を手伝っているというか、従事しております。その工事に従事しております。被処分者はあくまでもボランティアとおっしゃっていますけれど、実態としてはこういうような文書があって、実際の工事に携わっているということであれば、実質的には営利企業の事務従事というふうに解釈せざるを得ない、そういうふうに考えています。

○小林おとみ

あと、じゃそれはそこについて、それからもう一つは、今度は先にいきますか。鍵の貸し出しの話に飛びますが、鍵の第三者への貸し出しも、これも私、普通に考えたらやっぱりあってはならないと思うんですよ。普通、通常施設の管理、板橋区の施設ですから、区の施設の管理を鍵を持つ人が誰であるのかというの、とても大事な問題で、それは学校でも保育園でもどこでも、例えば避難所になるところだって、まちの人人がやる場合だって、まちの人に管理をお願いする場合だって、きちんとした区としてお願いして鍵の管理をしてもらっているわけですね。そうした点では、私はこの第三者に長年にわたって鍵を貸していた、あけて管理をしてもらっていたという問題についても、中で行われている事業の専門性などについてを、あったとしても、公の管理について責任を負うという立場に職員が立っていないかったというふうに私は理解しなくてはならないというふうに思うんですけど、その点については、区はどうですか。

○人事課長

この件につきましても、私ども所管課のほうにも確認しておりますけれど、所管の課長としましては、第三者に鍵等を渡して、鍵を自分にかわってあけ締めするっていうふうなことは許してはいないし、それはあり得ないというふうに話を聞いています。

○小林おとみ

そこは大事な問題と私は思っています。

それともう一つは、委託の問題ですけれど、ここには出てきていませんけども、委託、契約、区はその契約を結んだら、委託先に何でも任せるのが普通ですと。いろんな履行確認について、かなり戸惑っているような弁護士さんの意見書などを読むと感じるんですけれども、履行確認について今までどのようにやってきたんでしょうか。履行確認されること自体、私は今までも区はいろんな各種団体もありますけれど、特に委託についてはきちんと履行確認するということは、厳しく各課に指導していると思うんですね。履行確認を厳しくすること、きちんとやることについては、委託を正しくやっていくためにはどうしても必要なことだと思うんですけども、この施設について今まで履行確認はどのようにやられていましたんでしょうか。

○人事課長

こちらも所管課のほうの課長から確認しているところでございます。

私ども区の見解としましては、通常の履行確認は現場において区の職員と受託業者が相互に確認して、それでやったかどうかというのをお互いに応援するなり確認するということが通常だと思っております。

本件に関しては、いわゆる業務報告書、あるいは水質検査証ということで、そういうものが報告をなされたということで、それをもって確認していたと。

それと、日々の現場での作業については、被処分者のほうが現場で確認をしていた、そういうように報告を聞いています。

○小林おとみ

そうすると、処分された職員が事実上履行確認をする責任者であって、そうすると、委託先の業者がどのような状況になっているのかと。間違いくなく、というのは年度の中で再契約が行われたわけなので、その際にふさわしいし事業ができないと判断したというふうに区のほうで言っているわけだとするならば、履行の確認について誰が今までやってきたのかということが問題になってくると思うんですよ。そうすると、この職員が履行確認していたとなると、例えば上司なども結局決裁をする必要がありますよね、履行確認。その履行確認については職員が全部やっていたとなれば、確認の中身がきちんと確認されていないという結果になるんだと思うんですよね。だから、確認すべき人が結局委託先の団体と一緒にになって行動しているような状況になってしまったら、確認そのものが全く不適正になってしまふと私は思うんですけども、この履行確認そのものについては、私が心配するのは契約結んだら全部任せられていて当たり前だと。そして、そこに確認だと言ってくるのは、それは普通ではないというような受けとめ方が、このホタル館の中で、ボランティアの皆さんもそうですけれど、そういう受けとめ方があるように感じるんです。だから、そこは私は大きな誤解があるのではないかと思っていて、履行確認はきちんとやるべきだし、やらなければならないということについてはきちんと確認したいんですけど、どうでしょうか。

○人事課長

先ほどの説明をもう少し詳しく説明しますと、業者からは日々業務日報であるとか、水質分析結果報告書、こういったものを提出させて、それを確認し履行確認としたということでございます。そういうような報告書等については、これはある程度しっかりとものが提出されたというふうに言っております。あと、現地においては、被処分者が日々の業務の履行について、これも確認したということで、この部分がもしかしたら課題なのかなとは考えています。

○委員長

小林委員の質疑の途中ですが、20分を経過しましたので、ほかの委員で質疑がありましたら挙手願います。

○松崎いたる

ただいまの小林おとみ委員の質疑に使用した資料ですね、これは免職になった当該職員の弁護士から提供されたものです。全会派に渡っているものだと思っていたら、今聞いたら、私松崎個人に宛てた資料だということなんんですけど、このまま質疑に関係するので、私はぜひ委員の皆さんにもコピーをしてお渡ししたほうがいいと思うんですけど、許可願えませんでしょうか。

○委員長

委員の皆様にご確認させていただきます。

ただいまの松崎委員からのご提案でされども、委員会の質疑に必要があると判断した場合は、委員の皆様に休憩時間に事務局から提供させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

それでは、委員長判断により、委員会の休憩の間に委員の皆様にご提供させていただきます。

なお、委員会終了後の当該資料の取扱いについては、正副委員長にご一任願います。

それでは、委員会の途中でありますが、議事運営の都合により、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は午後1時といたします。

休憩時刻 午後零時00分

再会時刻 午後零時59分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き企画総務委員会を再開いたします。

質疑を続けます。

質疑のある方は挙手願います。

○おなだか 勝

すみません、資料をいただきました。ありがとうございました。
この中で、坂本区長宛てにそれぞれのところから研修会講師派遣についての依頼とか、依頼書が来ています。これについては、きちんとこの依頼について行った場合には、じゃ行きますよという、公印ついたものを相手方に渡しているのか、いや、全然これは行っていませんよということになったのか、どっちでしょう。

○人事課長

きょうお示ししたこの資料なんですけれど、私どももいただいているんですが、この中でいうと、一部は私どもでも区で受け取って決裁処理をしている部分があります。ただし、相手方に、じゃあ依頼に対して派遣します、そういうふたんの回答みたいなのは出してない、そんなようなことを聞いています。

○おなだか 勝

じゃあ回答していないということで、そのことについては区と向こう方に関してのいろんな業務提携とか、そういうものはない、講師についても派遣はしていないということなんでしょうねけれども、ただ、そういう依頼があったということは、何かしらそういう関係はあるんだなというのは察知できたという状態にはあったということでおろしいですかね。

○人事課長

こういったような依頼文を全部は多分見せているのかどうかわからないんですけど、でも、実際に決裁処理をしている部分がありますので、そういった部分では認識していましたと思います。

○おなだか 勝

次に、先ほど来ているイノリー企画、A事業者、D事業者、宗教法人のEですか、これと元職員さんがかかわっていますよね。例えば業務提携とか何か事業をやって六百万払ったとか払わないとかってやっていますよね。お金が介在しています。この職員さんも中に入つてやっていることにに関して、職員さんが例えばA事業者なりD事業者から給料を取っていたとか、あるいは一回につき幾ら取っていたとか、そういうことにに関しての証拠というか確証みたいなものっていうのはあるんですか。

○人事課長

実を言うと、私どもは警察と違まして、捜査権ありませんので、深くお金の流れってなかなか捜査はできないんですが、本人、あるいは関係者からの事情聴取の中で範囲でございます。

こちらのお金の受領に関しては、本人はあくまでもハチのために行ったものであつて、ボランティアである、あるいはハチのために行ったということで、お金の授受は一切ないと言っています。

○おなだか 勝

わかりました。
この懲戒処分についてですけれども、不服ということで何か弁護士さんとその元職員さん、記者会見を開いて、訴訟も辞さないみたいな構えですけれども、実際に訴訟は起こしたんでしょうか。それともまだやっていないんでしょうか。

○人事課長

今までのところでは、訴訟の訴えというのを聞いてございません。

○おなだか 勝

今後もし向こうがそういう訴訟を起こして、この処分に対して不服であると。あちら側の言い分ってありますよね、とりあえず記者会見の中でもそうですし、我々いただいている資料の中にもこういうところがおかしいとか、こういうところはどうだと言っています。それに対して、皆さん側のほうも、区のほうも、いや、こういう書類が残っているとか、こういう証拠があるとか、こういう証言があるという形でやっていかなきやいけなくなると思うんですけども、現状のところ、きょうの処分の事実概要、処分理由を見て、我々はそれが本当であれば、これはいたしかないと私は思いますけれども、実際に公判になって、そういうものを維持できるだけの証拠っていうのは、皆さん方のほうでは今回出している理由、事実については間違なく示せるだけのものはあるというふうに考えてよろしいですか。

○人事課長

私どもについては、確証を得たものだけで、その分で処分しているということで考えております。

○松崎いたる

この問題ね、ちょっと質疑するに当たって、ちょっとまず私がどういう立ち位置にいるかというのを表明しておきたいんですけど、今回ホタル館の元飼育担当職員が懲戒免職になったということ、これは今報告されている処分理由に照らして当然のことだと考えますが、ただ、この一人の職員の懲戒免職だけで終われる問題かといったら、そうではないと私は思います。

今お話をあったように、決定的なところは上司はわからなかつた、知らなかつたかもしれないけれども、この職員がやってきたことというのは、結構大っぴらなんですよ。私もこういう事実、事前にわかつたのは、この職員の名前をインターネットの検索にかけると、次から次のこういう名前が出てくる、ある企業名の技術責任者として登場したり、技術の指導者として登場したりといふことも含めて、次から次へとこういう職員が民間の営利企業に関わってきたという証拠は全部出てくると。このAとかCとか書いてあるところも、これも私も事前にわかつたのはこういうことをインターネットですよ、公開の資料で知り得たという状況です。

ですから、区のほうが全然そういうことが察知できなかつたという言い訳は成り立たないと思いますので、まずお聞きしたいのは、これが今言われているようにトカゲの尻尾切りとか、あるいはこれにて一件落着で幕引きとかいうことはあってはならないと思うが、今後上司の責任も含めて追及をしていくとか、調査をするお考えはあるのか、そ

の辺の決意も含めてお聞かせください。

○人事課長

私のほうで当初のところでお話したように、調査については継続していきます。さらに責任問題も含めて区の組織体制、あるいは管理体制についても重点的に取り組んでいきたいと考えております。

○松崎いたる

ぜひお願いたいんですけど、ただ、この話は大野委員が最初の職員の採用のときから掘り起こしておりますけど、私もその辺のところから実は掘り起こして考えていかなきやいけない問題があると思います。

きょうここに持ってきたのは、「ホタルよ、福島にふたたび」という阿部宣夫、懲戒免職になった職員が2年前に書いた本です、出版した本です。この中の本の中で、読んでもみると、例えばさっきの板橋区の職員になつたくだけが書いてあるんですけど、板橋のこども動物園が好きだったと。このこども動物園に働きたくて板橋区役所を応募したら合格したという話があるんですが、そのくだけの中で「思い立つたらすぐ行動するのも私の性分」、板橋区役所の試験を受けて無事に合格することができました。希望の勤務先はもちろんこども動物園。とはいって、新人がいきなり自分の行きたいところに配属されるとは思えません。実はおやじは、役所にもコネを持っていました。私は初めて自分から父にコネを使ってくれと頼みました。高校進学のときも大学に進むときも、親のコネなんて格好悪いとはねつけていたのに、要は親のコネを使って希望のこども動物園に配属されたということが書いてあります。

もう一つは、あと今のホタル飼育施設ができ上がったころの話なんですけど、「理想の施設に向けて一歩ずつ進み始めました」、これはホタルの施設のことです。「そんな私の活動に対する役所の態度は相変わらず無関心でした。区長が認めたことだから黙認しましょう」という思いだったのかもしれません。もっとも私はほつたらかしにしてくれたほうが助かります。余計な口を出されるよりも、自由にさせてくれたほうがいい、むしろありがたいぐらいです」、こんなふうに自分勝手にやって、上司から命令されないほうがいいんだというようなことを、この一般に売っている本の中に板橋区についてそういうふうに書いてあるんですよ。今この本読んでいるかどうかわかりませんけど、区の職員がおやじのコネ、父親のコネを使って希望の職場に配属されたとか、あるいは区から干渉を受けなくて自由でやっていけるからいいというようなことを書いてあるということ自体、私は区の公務員としての素質からしてこれ問題だと思うんですけど、いかがお思いですか。

○人事課長

私は残念ながらその本読んでいないんですけど、コネがあったとかいう話なんですが、今現在では全くそういうのはあり得ません。私たちが公正・公平に人事行政を行っているつもりでございます。

○松崎いたる

当然ですよね。公務員なら絶対コネを使ってとか、あるいは区から干渉されなくて自由にできるからいいなんていうことは、口が裂けても言えないぐらいの高い意識を持っているなければ務まらないはずなんんですけど、この職員はこういう感覚を平気で刊行され

た著書の中に書いて、同じ場所でずっといたという、本当に特異な職員だというふうに思います。そういう職員が起こした事件というか、そのようなことだというふうな見方も必要だとは思います。

ただ、一方ではホタルの飼育技術を持っているということで、大変人気もありました。人気があるからこそ、こういう本が出版されるわけなんんですけど、その中で今、区の職員が懲戒免職になったことについて、きのう手に入れましたけど、こういう黄色いチラシの中で、職員は無実というか懲戒には当たらないというふうなチラシが配られています。

ここに書いてある、このチラシを配った人たちの疑問からまずちょっと解きほぐしていきたいんですけど、まずハチの話では、ここでいう後者のほうですね。財団法人B、石川県の公社から先ほど触れられましたけど、要請文なりいろいろと公文書でお願いが来ていたと。だから、区は上司は知っていたはずだと。その上司の承認のもと、この契約を結んだという、だから、懲戒免職には当たらないという弁明をしているようですが、これについてはいかがお答えですか。

○人事課長

こういったことをおっしゃっているんですけど、現実的に区の承認があった、あるいは上司の相談をしたという形であれば、今明らかになっています契約書なり売買契約書なり業務提携契約書ですか。そういうところで、一般的な先ほど言いましたけど、公印を使って手続きを踏んでやるわけですが、このような趣旨で自分の名前でやるということは考えられないと思います。

○松崎いたる

そうですか。人事課はそうお答えなんですが、じゃちょっとほかに一般的に、この件に離れて一般的な区の契約方法を教えていただきたいんですが、議会で承認を得て議決するというのはもちろん、区長が相手と契約書を交わすわけですが、議会の議決を経ない、いわゆる所管課契約というのがあると思います。例えばこの場合も、ホタル館という所管の課が契約を結んだと考えられなくもないんですが、それに異議があればそう言っていただきたいのと、たとえ、だから所管課といつても、環境課とか、この場合でいうと、当時は、あるいはエコポリス館とかいう名前で所管課契約を結んだとしたら、所管課契約の場合はどういう契約書になりますか。板橋側の判断というのは誰が判断つくんですか。

○契約管財課長事務取扱総務部参事

基本的に、契約締結権は区長にありますので、区長が契約を結ぶという形になります。

○松崎いたる

所管課契約ですから、逐一報告は行くでしょうけど、あくまでも決裁権が持っているのは、所管の部課長ということになると思いますが、その場合でも決裁の判断を押すのは区長印だということですね。

としますと、先ほどの話繰り返しますけど、今回の場合はホタル館館長として契約を結んでいます。これは契約書としては、ちょっと重なりますけど、どういう書類だとうふうに認識したらよろしいでしょうか。当然相手方の財団法人B、これは行政が出资

をした公社です。その公社から見ると、板橋区と契約したものだということで契約が結ばれていると思うんですけど、板橋区から見た場合はこの書類は何なんですか。

○人事課長

ちょっと繰り返しのご答弁になってしまふかもしれないんですけど、区としては権限がないものが適正な手続を踏まないで、しかも個人名ということです。個人名の頭の冠のところに、例えばホタル生態館館長何がしということで書いてあつたとしても、それっていうのは組織上の施設というか名称ではなくて、あくまでも事業を行う場所だけあります。そういう部分でいうと、この契約についてはあくまでも被処分者個人の契約と解されるものと思っています。

○松崎いたる

その被処分者個人の契約だというふうにしても、そうしたら私は問題が生じると思うんです。先ほども言ったように、契約の相手方はあくまでも板橋区ホタル生態館館長としてサインをもらっていると。しかも、板橋区には先ほど言いましたように、区長名宛てに要請書を送っていて、協力してくださいという正規の書類も送っていて、その後に契約が結ばれたとなると、私はある意味で詐欺に当たるというかな、向こうからすれば、板橋区が了解をしたというふうに見せかけて、そういうサインをさせたと。実際に個人の契約だといったって、この事業を個人で担えるだけのものじゃないですよ。何千万というお金が動く契約書ですから、それを個人の責任で結ぶのははずもないということになれば、やはり向こうは板橋区の信用を信じて契約を結んだわけです。そうなると、私はこの詐欺にも当たる、詐欺というのはもちろん被害を受けた側が被害だと思って告訴しないと成立しないわけですが、そういう可能性も含んだものだというふうに思います。

もう一つ言えば、先ほど小林委員は公文書偽造かと言えばそうでもないかななんて言いましたけど、これも、でも私は微妙だと思います。やっぱり板橋区という公文書に見せかけて私印を押しているわけですから、稚拙とはいえ公文書偽造という犯罪行為にも類するものだというふうに思いますが、こういった点、きちんとそれなりの機関に相談をするなりしたほうがいいのではないかと。社会正義から照らして、板橋区の権限を乗ってこういう書類を作成すること自体、私はこれはもう告発すべき事案だと思います。もちろん懲戒免職という社会的制裁はそれなりに受けているとしても、このことだけでもきちんと法的にも明らかにするべきかだと思いますけど、いかがでしょうか。

○契約管財課長事務取扱総務部参事

まず、契約の効力については、私どもとしましては、この方には何の権限もありませんし、今、委員がおっしゃったように、ただ、相手としては区としたんじゃないかと思うこともあるんじゃないかというのは確かにあるかと思いますが、ただ、一般的に区がかつてこの方に権限を与えたこともないし、そういう事実も一切ございませんのでそれは向こうが安易にそういうふうに信用したとしても、それをもって区と契約が成立となるというようなことはないというふうに思います。

それとあと、刑事案件の関係については、今おっしゃったような成立の可能性はあるかと思いますが、それについては警察のほうでやっていただくことになるかというふうに思います。

○人事課長

それと、後段の公文書の取り扱いをございます。
この公文書の取り扱いに関しましても、私どもの懲戒処分の基準がありますが、その中で公文書の取り扱いの不適正というものがありますので、そういう部分で今回の処分の量定の中に含んでおります。

○松崎いたる

私は繰り返しますけどね、これはこの件だけでも公文書偽造なり、詐欺罪なり、適用も考えて行動していただきたいなというふうに思っています。なぜなら、この件について今、いたばしホタルの安全を守る会ですか、そういうホームページも立ち上がって、その中で個人の判こをついちゃったのは問題かもしれないけど、それは注意ぐらいで済むんじゃないかしらっていうようなことが宣伝されているわけです。だから、そういう中であって、そういう甘くはないということを知らしめるためにも、きちんと決着をつけるべきだと思います。

もう一つ、記者会見をやりましたでしょう。これが不当だという。その記者会見に集まつた記者さんの中にも、これはちゃんと書類がそろっているんだから、最後のところできちんと不備なところはあったかもしれないけれども、懲戒には当たらないんじゃないのかっていうような認識を持った記者さんもいるようです。ですから、間違った認識が広まっているところもありますから、きちんとやっただけだと思いつくんですね。よくあるじゃないですか。消防署のほうから来ましたという人が消火器を売りつけるという話。あれが本物の消防士だとしても、やっぱり得体の知れないものを売りつけたら犯罪になると思うんですよ。やっぱりそういうことを考えたら、この職員が勝手に判こ押して契約を結ぶという行為については、法的な問題もきちんと追及していただきたいなというふうに思います。

先ほどのお答えと同じになると思うので、先に進めますが、次に静岡県C町のホタル水路整備についてなんですが、ここでも元職員側の弁明というのが、もともと昔から、以前から付き合いのあったところには特許料を免除する、そういうルールがあつたんだと。それに従つただけだという話をしています。本当に特許料を免除する規定なりルールなりというのは板橋区に存在しますか。

○人事課長

こちらも所管課を通しまして、あと関係者の事情聴取を通して、明らかになってるところでございます。被処分者に関しては、この特許実施料の要綱自体が平成14年度にできたわけです。平成14年度以前からホタル生態館とお付き合いのあった団体等の方については、免除をするという取り決めがあつたと本人はおっしゃっています。その部分で、当時の課長、あるいはもう退職ですけれど、これ係長に確認をしたり、あるいは文書等残っているかというところで確認したんですけど、残念ながら文書では残っていないんですが、ただ、当時の上司等に確認したところでいうと、平成14年の要綱ができた当時に、既に工事等に着手したものについては、それはもうやむを得ない、免除しますよと。それしかないでの、被処分者が言っているように、単にお付き合いという部分で免除ということはあり得ないと言っています。

もう一つ加えれば、そういうお付き合いという部分でいうと、何分一定の支持を得ていた事業ですので、たくさんある団体、あるいは区民の方が来ています。そういう方全てにおいて免除ということは現実的にはあり得ないのかなと思っています。

○松崎いたる

そうですね、私もそんな規定があるというのは聞いたことないし、見たこともない。仮にあったとしてもですよ、どこそこを免除する、免除しないって決める基準がないんですよ。不公平になるわけですからね、免除するところとしないところというのが。もしこんな案件が出たといったら、私は議会の中でも大もめになるんじゃないかなと思っております。

もう一つ問題なのはね、実際にこの免職になった職員は、さっき言った本の中にも100か所以上こういうせせらぎを担当して成功させてきたと言っているんですよ。だけど、115とか120とか言ったりするんですけど、だけど、この間資料を出してもらったけど、実際に板橋区に特許料が入ったのが20件でしたっけ、25件だったか……25件でしょ。もう随分前からもう入ってこなくなっているんだよね、特許料は。そうすると、100件以上やっているといって25件ですから、75件以上は特許なしでやっちゃったのか、あるいは少なくとも板橋区には歳入なしでそういう工事をやってきたということになっているんですよ。

そうしますとね、今回明らかになったのは120万円歳入を入れなかつたということになっていますけど、それ75件掛ける120万円としたらね、もっとべらぼうな金額にもなるわけですよ。120万円といったって、もともと既定の中で発明者である元職員に4割は還元できるような仕組みにもなっていたので、120万といったって丸々板橋区に入るわけじゃないんですね。だから、そういうこともあるんだけど、残りの何件、75件、全て私は調査し尽くす、この人が勝手にやっていることなんだから、いろいろ書類残つたり残っていないというところはあるかもしれないけど、きちんと調べて、これは職員に請求をする、そういうことも必要だと思うんです。いかがですか。

○人事課長

確かに委員がおっしゃるように、本の中で自己申告のところで130余の箇所ですね、実施したことで、25件の特許実施料しか入っていませんので、差し引き110か所ぐらいあるわけですよね。その分については、全部列挙してありますけれど、個々の部分で調査を進めていくんだろうなとは思いますが、ただ、そこからどこまでちょっと追及できるかということがわかりません。一番古いもので平成4年からリストアップされていますけれど、そういう部分でいうと、それで行政もあれば個人もあるし、企業もあるということで、ただ、その部分でいうとまだ追及する部分はあるかと。

○松崎いたる

ぜひやってください。

それでね、今回それをそのせせらぎづくりで事業者に便宜を図ったということになっていますけど、その便宜を受けた側の企業、今度は何だっけ、Dね。ホタルの英語名が企業名になっているところですけど、このD事業者が今までいたばしホタルの安全を守る会のフェイスブックに書き込んでいるのを見ました。もう聞き直っています。この会社は2004年10月以降、この会社がホタル再生のほとんど全てを行っていますというようなことを書いてあって、板橋区はこの館長ね、処分になった館長と言っているんですけど、館長に特許権実施料の請求に対し要する判断を全て委ねていたと聞いています。この請け負った事業者のほうは、職員が特許権をどうこうするというのは全部委ねられていると聞いていると。この約束事がもしどこかで変更されたのであれば、通常区はそれを事前にこの館長に通達しなければならないが、通達をしていないと。そういう今までではあなたが特許権をどうこうするって決めていいよって言ってきたんだけど、そうじやくなつたよって通達をしていないから、今回もセーフだって言っているわけなんです。こんなことをこれまたホームページというか、インターネットの世界で堂々と事

業者側が言っちゃっているわけですよ。

私、問題だと思うのは、ここがもう2004年以降ずっとそのホタル館からの仕事を請け負ってきたということを公言しているんだけど、私もこれはこの会社のホームページを開くと、元職員がですよ、共同開発及び技術指導理学博士で阿部何がしというふうに、この企業のホームページにも書かれていて、板橋のホタル館をやっている人が技術指導しているから立派な会社なんですっていう宣伝をしているわけです。こういうことを公言している。

私、もう一つあるマンションのブログを拝見したことがあるんですけど、そのマンションでは、マンションの敷地内にホタルのせせらぎがあつて、そのせせらぎの管理について何かホタル館に問い合わせをした内容なんです。問い合わせをするのはいいですよ。問題なのは、その答えなんだ。ホタル博士から返事が来ましたということが書いてあって、当人が書いたと思われる内容が書かれているんだけど、そこにはホタル館は区の直営施設ですから、工事を請け負うことはできませんが、事業者を紹介することができます。事業者はここで書いてあるD事業者がやります。月々5万円から6万円で請け負いますから言ってくださいと紹介しているんですよ。実際に。

だから、今回の処分理由の内容ね、私はそういう情報を事前に見ていましたから、すぐ合点がいきましたけど、こういうふうに一職員がですよ、特定の事業者と契約関係を結ぶ、こういうことっていうのは、今まで板橋区の中であり得ることですか、それとも許されることですか。どうでしょう。この会社はもうホタル館の専属企業として契約というか、そういう関係を結んでいたって自分たちで言っているんだけど、こういうことって許されるんですか。

○人事課長

今、委員がおっしゃられた部分でいうと、そこは全くあり得ない話だと思っています。

私どもの職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例というのがございますけれど、そこに職員の倫理に関する条項が書いてあります。当然その中には、常に公私の別を明らかにして、その職務や地位を私的利益のために用いてはならない、あるいは区民の疑惑、または不信を招くような行為をしてはならない。さらに職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに取り組まなければならない、こういったような職員の倫理のところから照らし合わせますと、非常に不謹慎な行為だと思います。

○委員長

松崎委員の質疑の途中ですが、20分を経過いたしましたので、ほかの委員で質疑がありましたら、挙手願います。

○大田ひろし

じゃあ、若干事実関係だけちょっと確認をするんで、聞いておきたいと思います。

我々もこのホタルの事業については、長年応援してきたほうですし、そして、この板橋の特許をもって自然の再生とか、あるいは全国の市町村のまた再生に取り組めるようないたばしNo.1事業になるんじゃないかというようなことで、これまで純粋に思つてまいりましたが、非常に残念な報告を今受けているという状況です。

まず初めに、ほかの委員からもありましたけども、こういった案件が電気工事の件もありました、教育委員会のね。それから、私費会計の横領もありました、その後。それから、保育園の小さなことかもしれないけども、給食費の延滞というか、もらっている人たちが納めていないというような事件もあります。この件もそうなんですか

ど、基本的にやはり1人で長年やっているとか、あるいはお金に携わっているところというのは、非常にいつも危険が潜んでいるわけですね。そういったところをこういうチャンスにきちんと洗い出しをしないと、再発防止、再発防止、その事件が起きたときにやあって、基本的には改善できないと、こういうふうに僕は思います。

この今言った4つの事件でも、僕がいる時代に起こっているわけですから、そういう意味でさまざまな議論としても提言してきておりますけども、この機会にぜひ全ての所管をチェックしながら、かつやはり管理職っていうものがどこに視点を置いていかなきゃいけないのか、問われたときに誰の責任になるのかというところは、やはり課長以上の方々は持っていかなきゃいけないのかなと。いや、私は知りませんでした、確かにそのとき違つていれば、その方の責任ないかもしれませんけども、ただ、やっぱりその方がいたところで起っている事件については、やっぱりある程度の責任は問われて当たり前だと思うんです。

そういった意味では、さまざまさっき10年以上とかっていう、だから、長くやってる人が悪いわけじゃないので、それは間違いですよね、専門職でどうしてもかかわっていかなきゃいけない。だから、こういうことが起こらない仕組みをやっぱり要注意しながら、管理職は持っていくっていうことをきちんとやっていただきたいと思っております。そういった精査をしたのかどうかっていうことも含めて、ちょっと初めにご意見ください。

○人事課長

今回の事故に関しては、これもちょっと私のほうで繰り返しになってしまいますけれど、要するにホタルの累代というようなところで、そこを絶やしちゃいけないというすごいリスクを欠いた中で、それぞれの歴代の管理職っていうのは問題意識もあって、抱えながら、でもやっぱりそここのリスクという部分で踏み込めないのがあったっていう部分が、これはそれぞれの上司も所属長もそうだし、私たち人事もそうだと思っていまます。そういった部分では非常に反省すべき点だと思ってございます。

そういったところを踏まえまして、例えばこここのホタルであれば1人の職が館を背負っていたという部分がありますけれど、そういった部分、あるいは金銭を扱う部分で個人が脂ってしまうような体制があるところ、そういった部分について、再度見直していきたいと考えております。

○大田ひろし

考えておりますではなくて、絶対にこれは指示して、やはりやって、やはりもう課長以上がその意識を持って課長になっていただかなきゃいけないし、やっぱりそここの点はやっぱり今後危機管理というか、そういう部分はきちんとやっていただかないとい、一生懸命やっている職員に対して申しわけないと僕は思いますよ。区長初めですね。そういうことで、ひとつお願ひしたいと思います。

それで、こちらのほうのことについては、僕も余り、区民環境委員会で今、陳情審査をやっていますから、こちらに上がってくるのは初めてなんですけども、1つはこの処分理由の中で、要するにみずからも営利事業に携わったということが一つの理由になっていますけども、ここのところできちっと営利事業に携わったと言えるところについて、区が明確にしているところというか、情報としてこれなんだというところがあれば挙げてもらえますか。

○人事課長

営利企業という部分でいうと、1つがハチの関係です。ハチの商品化のために、これ

は営利を目的とした事業ですよね。その中で、この売買契約書の中で明らかに被処分者のほうが、そのハチの商品化のための役割を担った、お話ししましたように、ハチの生育の確認ですか、そういったものが明らかに契約書の中でうたってございますし、実際にやっていた、それはご本人もおっしゃっています。

それともう一つなんですか、次はC町のホタル水路整備に関することです。ここについては、業務代理人通知書に主任技術者と記入されておりました。これはあくまで事業者が勝手に記載して、C町のほうに出したんだというふうに被処分者がおっしゃっていますけれど、ただ、実際にはボランティアとはいながら、この導水路整備に現実に現地まで行って重機をもって携わっていますので、実質的にはこれは営利企業に携わっていると。そういったような解釈でございます。

○大田ひろし

わかりました。一つのハチの売買の契約については、先ほど松崎委員のほうから詳しくあつたんで、僕は言うつもりないんですけど、逆に、でも、これが履行されていなかつた場合は、板橋区ホタル生態環境館として、括弧ですから（阿部さんを含む）という表現で書いてありますが、当然板橋区に対して損害賠償みたいなことは来るのかなど。損害賠償まで言うかわかりませんが、最低月350匹でしたたけ、契約をするというようなことも書いてあるわけです、4,500円です。

これ簡単に計算すると157万円ですよね、月ね。そういうことが例えば履行されなかつた場合に、向こうも補助金もらっている団体ですから、一定の公共を担っている団体ですよ。町長の声も入っている団体ですから。そういう意味では、そういうことが逆に言われた場合は、やはり松崎委員が言われたこともやっぱり公文書偽造で、私印でやって、こういう契約は成り立つかどうかということも含めて、やっぱり背任行為というような部分では刑事事件にもなるのかなと、こういうふうに思いますから、そこら辺は今後やっぱりちょっと検討していただいて、やっぱりやるべきことはちゃんとやっておいたほうがいいのかなというふうには僕は思いました。

それからもう一つのほうですけども、特許の実施料金で区が確認したの、この120万、C町の件だけしかないんですか。これ確認しておきます。あとはちょっとおぼろげながら推測になってしまふんで、書けないのか。もうちょっとあるのか、というところですね。

それから、もう一つ聞きますけど、板橋区は特許を持っているというこの特許について、僕は今までちょっとあれだったんですけど、水槽の累代飼育の設計図みたいなものに対して、これは特許がある。もう一つはそのクロマルハナバチの増産技術についても特許があるというふうにあるんですけど、これは2つあるというふうに考えていいですか。

○人事課長

まず特許の事実確認なんですか、このC町のほうについては、こういうような書類が出てきましたので、そういった部分で確認がとれているというところで、それ以外のところは残念ながらちょっと確認できていないところです。

それと、クロマルハナバチの特許に関しては、これはあくまでも発明者は被処分者を含むその他の方ということで、区の特許というふうに捉えてございません。

○大田ひろし

そうすると、この特許はこの阿部さんですかね、が個人で持てる特許ということでいいわけですか。なるほど。

その特許をこの財団法人Bですね、Bがこの売買契約するに当たっては、その特許を活用している、あるいは使わせていただいているということで、そういうお金のやり取りというのは、これはないんですかね、通常は。ここではわからないですか。

○人事課長

まず、特許の私どもの要綱ってあるんですけど、ここで区が持っているホタル関係の特許というと、こちらに列挙されていまして、せせらぎの特許と、それと生態水槽、これもホタルの関係ですね。それと、ホタルの映像、それとホタルロボットというのがあるんだそうです。それだけですので、このハチに関する特許はありません。

あと、ハチの特許使用料について、その被処分者との関係でどうなっているかというところは、ちょっと私ども事実はわかりません。

○大田ひろし

じゃ、あともう一つですけど、ホタル館は長いこと、これ管理委託契約をしてまいりましたよね、ある事業者と。その事業者はここに載っていませんね。大体千五、六百万の年間契約をしている。今回調査に入った後に、恐らくこの委託契約を破棄したんでしょう。だと思うんですけど、たしか。その事業者は、こういう中には、要するに職員との関係の中で懲戒処分に当たるという状況の中では、その事業者は切ったわけだけども、何か不正行為というようなことはなかったんですか。

○人事課長

こちらの処分に関しては、あくまでも本人との絡みということになります。そういう中では、その委託業者に関するところで懲戒処分につながるものはなかった、確認できなかつたというところでございます。

○大田ひろし

わかりました。

あとは、A事業者とこうありますが、A事業者というのは、管理委託契約をしているのはさつき言った企業ですから、さっき言った、載っていない。このA事業者とこのクロマルハナバチを最初に人事課長が言われたとき、最低限で区は認めていたというようなちょっと僕はニュアンスで聞いたんですね。それを飼育することについてはいいです。それは、でも、行き過ぎて平成23年4月ごろからは、ここで実際繁殖させて、そして、さつき言った公社との売買契約を結ぶようなことまでしてしまって、そこでさつき言ったお金が動くようなことになっているわけですね。一月、これ何か月やったのか知りませんけども、一月約157万最低入ってくるというようなことを区の土地を借りてやっているわけですね。非常にこれは問題があると思いますが。このA事業者というのは、どうしてこういうところに入つてこれたんですか、これは。事業者っていうことは、企業とか、あるいは利益を追求できる団体ですよね。そこはどうですか。

○人事課長

私どもで調査が終わっている段階のところでいいますと、もともとホタル生態館のほうのボランティアとしてお手伝いをしていた方といつております。その方がある時期、

そのA事業というのを立ち上げた、それからA事業者という形になっています。

○大田ひろし

このA事業者というのは、そうすると会社組織でしたかね、じゃないんですか。そこまで詳しくない。何人でこれやられているところなんですか。

○人事課長

実を言うと、私どもも税務署に出す開業等の届出書という通知を今持っています。そういう中でいうと、所在地がこの当該、当初は当該施設の住所になっていたわけですね。その中の1人が代表者として記載されておるというところで、従業者については6名ということで、この段階では設立当時について記入されているというところでございます。

○大田ひろし

わかりました。

いろんな方々が出入りしているので、純然たる我々ボランティアというふうに思っている人もいたと思うんですね。この施設には、ある雑誌には能登町では町長の決断により試験的に事業を始めることになった、さっきのクロマルハナバチの生産。ふれあい公社から2名の職員を板橋区ホタル飼育施設に派遣し、1年間の研修を受けましたと公表されているんです。そういう雑誌があるんです。それだけいろんな人たちが出入りしているというところですから、そういうところがこういう不正のところになってしまったのかなということで、非常に残念なんですが、そこにやっぱり目が行かなかつた区のほうも、誰がどこで一体働いているのかと。誰が中心となって、どのように指示しているのかということがやっぱりなされなかつたということは非常に大きな反省点だと思います。

それはそれとして、もう一つ、じゃ最後ですけども、これ最後のところで、昨年ですか、6月7日、本来区の本来業務でない宗教法人Eから、Eというのが出でています。これは僕初めて聞くんです。宗教法人から送られてきたホタル、どういう宗教法人で、なぜこれが送られてきて、ホタルだって、恐らく自分たちでつくれば別かもしれないけど、買えば相当な金額ですよね。宗教法人が善意でこれは寄附してきたのか、この辺の関係性というのは、A、D、Eですか、この関係性がどこかであるんですかね。突然宗教法人が出てきて、しかもこの年度だけだったんですかね、これ。もうちょっとこれは詳しく調べるべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

○人事課長

こちらの法人につきましては、実を言うとこのホタルの生態水槽ですかね、これを特許として利用したところです。それ以来、そこの宗教法人の業務でホタルを放して、さらにホタルの生体をお配りして、それを家庭で、ちょっとその辺わからなんですけど、お配りして、さらに累代させてやっていくこうというような事業があるんですけど、それは毎年開いてるということで、ただ、その毎年開くに当たって、ホタルの生体をお配りするに当たって雄・雌を分けなくちゃいけないということで、その雄・雌は素人ではわからないということで、その部分を生態館のほうに送つて仕分けをしていただいていたというような話は、相手方からも聞いているところです。それはもうお付き合いが何年かやっているということで聞いています。

○橋本祐幸

まず1点聞いておきたいのが、資源環境部がホタル館に入って実態調査に踏み切ったという動機は何だったんでしょうかね。把握をしていたらちょっと教えてください。

○人事課長

こちらにつきましても、所管課等からの事情聴取の中で話を聞いているところです。あるいは事後報告の中で聞いているところなんですけれど、昨年度平成25年度の4月に着任した部長が、実を言うと平成14年から17年の間、エコボリスセンター所長としてホタルの施設に携わっていたというところです。その部長が4月に着任の挨拶にホタルの生態館を訪問した際に、ちょっとハチの数が非常に多いということに驚きました。そういった部分も含めて疑義がありまして、こういった事実関係について調べていったところ、こういうような事実が次々浮かび上がったというように所管のほうから聞いています。

○橋本祐幸

そうすると、その時点からいろいろ調査をしたと。それで踏み切ったと。こういうことですかね。

○人事課長

そのとおりでございます。

○橋本祐幸

実は、私のところにもいろいろ電話をかけてくる人たちもいます。応援団の方もいれば、反対の方もいらっしゃるだろうと、このように思っているんですが、そこでこのホタルの施設そのものは、私は行ったのは1回、それから、今懲戒免職をされた方に1回会ったというだけの話なんですが、板橋区としては非常によその他の市町村に対して、相当アピールもしていたし、板橋の誇りとしてきたんだろうと私は思っているんですけども、いろんなところからいろんな人が来た。板橋区もまたそれを誇りに思って、板橋の名声を高めようと思って、いろいろ発信をしてきたんじゃないかと思うんですが、そういう政策を続けてきたんじゃないですか。代々の区長さん。私はそのように理解をしていたんですが、それに対してはどう思いますか。

○委員長

今の質問は、人事課としてお答えできる範囲ではないと思いますので、もしよろしければ、質問の趣旨を人事に関して変えていただければと思います。

○橋本祐幸

人事課長じゃなくたっていいですよ。ここに部長さん、いっぱいいるんだから。じゃ、いいです。

○委員長

もう一度お願ひいたします。

○橋本祐幸

委員長ね、人事に限って質問するんですか。

○委員長

今回の報告事項が職員の懲戒処分に関してという報告事項でございますので、そこに關しての質疑ということでお願いをいたします。

○橋本祐幸

懲戒処分に関して私は今言っているわけで、板橋区が誇りにしてきた、その責任者であったのか、責任者でなかったのかわからない職員が懲戒処分をされたということですから、この職員の方が板橋区の衆望を担ってやってきたということは事実なんでしょうかね。これはどなたがお答えになりますか。

○総務部長

ご案内のとおりこの事業につきましては、板橋近辺だけではなくて、全国的に非常に評価されているものだと思っておりますし、20数年来やってきた話でございます。これは板橋区民も誇りにしておりましたし、私たち行政に携わる者としても、非常に板橋の環境のよさ、環境政策に対する熱意をあらわした一つの象徴として捉えていたところでございます。

ただ、今般その中で、それに中心的に携わっていた職員にこのような処分をせざるを得なくなったということは、管理責任も含めて、または区民、あるいは全国のホタルを愛する人たち、環境に対して一生懸命汗を流している人たちに大変申しわけなかったと思いまし、これについては、先般から出しておりますけど、これで終わりということではなくて、まだまだ途中でございます。しっかり分析をいたしまして、かような処置をさせていただきたいと思ってございます。

○橋本祐幸

今の総務部長の答弁でいきますと、これで終わりではないということですね。当然板橋区としても、管理責任も問われていかなければならぬと。こういうことではないかと、このように思うんですが、もう一回そのことを念を押しておきたいと思います。

○総務部長

今、委員ご指摘のとおり、これで終わりではございませんので、板橋区全体の管理責任を含めて、しっかり総括をしなくてはいけないと思っております。

○橋本祐幸

それから、もう一つお聞きをしておきますが、警視庁捜査二課に対して調査の依頼をしたのは板橋区なんですか。

○人事課長

内容については、捜査の過程でございますので言えませんけれども、私どもが相談に出向いたというところです。

○橋本祐幸

大事なことでちょっとお聞きをしておくんですが、所轄の署に依頼をしたのか、あるいは捜査二課に依頼をしたのか、どちらですか。

○人事課長

一義的には所轄のほうに相談してございます。

○橋本祐幸

そうしますと、これはまだまだ発展する要素があるわけですね、調査の次第では。あるいは調査が終了したかどうか、その辺はいかがなんでしょうか。

○人事課長

適宜私どもも警察のほうとの意見交換をしていますけれど、捜査が終わったというような具体的な話は聞いてございません。

○橋本祐幸

じゃあ、板橋区の分限処分じゃないけど、職員に対する処分は終わったけども、まだこれを事件性としてまだまだ継続して残ってくるんだというふうに解釈をしてよろしいのか、まだ終了ではないですかと。処分は終わった、職員としての処分は終わった、その辺はいかがですか。まだ処分も変わる可能性があるんですか。その捜査の発展次第では。

○人事課長

職員の処分に関しては、一度処分を行った者に対して、再度処分を行うことはありませんので、これは変わることはございません。

あと、警察の捜査の状況ですけれど、これは警察のほうの状況ということで、私どもにお知らせいただけない部分もありますので、この場ではお答えできません。

○橋本祐幸

その処分は一事不再議の原則ということですね。これが変わることはありませんよと。そういうことですね。わかりました。
以上です。

○委員長

それでは、ほかの委員の質疑が終了しましたので、さらに質疑がありましたら挙手願います。

○松崎いたる

ごめんなさいね、あともう少しで終わりますからね。
さっき犯罪になるかどうかという話が出たので、その辺、私も興味があるところなんですけど、今回問題になっているA事業者とD事業者というのが、実際にハチを販売したり、工事を受注して工事を施工したということになっています。

ちなみにいうと、石川県の公社とか出てきた宗教法人Eというのは、これは有名な鎌倉の神社んですよ。だから、そこもそんなに悪いというかな、あれじゃないと思うんだけど、問題なのはこのA事業者とC町で工事を実施したD事業者なんんですけど、例えばA事業者についてはね、私もこの代表の方から名刺をいただいたことがあるんです。皆さんのがこころにも行つたと思いますよ。ホタル館残してくれと言つんで、各会派に陳情に来た女性です。そのときにもらった名刺なんです。そのときは気がつかなかつたんだけど、ここでA事業者代表という名前があつて、肩書きがホタル再生環境アドバイザーと在来種マルハナバチ飼育というのが肩書きのところに書いてある。住所がさっき人事課長も言ったけど、ホタル館の住所なんですよ、高島平四丁目21番地1号という。だから、ホタル館の中に事務所があつて、名刺もホタル館の住所で名刺つくっているんです。

問題というか、しかも極めつけは、後ろに英語のあれがあるんだけど、図柄がここに阿部組というステッカーをデザインした名前だと。自分は阿部組の一員ですよというようなことをアピールする名刺になつてます。千社札のデザインで、阿部組の千社札を名刺の中に刷り込んでいる、こういう名刺を配つて、だから、これもらったほうはA企画って企業名書いてありますけど、実態はこれ免職になった職員と一緒にホタル館で仕事をしている人だなっていうことが示されている名刺なんですよ。

私言いたいのは何かというと、一体じゃないのと。懲戒免職になった職員と日常ふだんに一緒に付き合いつつあって、一体で行動していたということじゃないかということと、あとD事業者についても、これは大山東町に住所があるんだけど、住所といつても事務所ではないんですよ。マンションの一室がD事業者の所在地になつてますけど、近所だからっていうわけじゃなくて、もう一つこの元職員とのつながりで言えば、同じ茨城大学つながりで、この免職になった職員は茨城大学で博士号を取つているという関係があつて、このD事業者というのは茨城大学の同じゼミというかな、学部の学生さんたちのOB・OGが集つて、茨城大学のベンチャー企業というものが売りの企業であつて、さっきも言ったけど、技術責任者、共同開発者が免職になった人と。だから、マルハナバチとかホタルのせせらぎとかナノ銀除染とか、そういうものを一緒になつて事業しているという会社。

これ、だから、もう一つついでに言うと、ホタルを守れって言って区役所の前でチラ

シをまいて、広聴広報課の人は知っていると思うんだけど、部長課長の本名書いてあるから、これやめてくださいと言ったと思うんですけど、そのときに一番ピラまかせると言って抗議をしていたのがこのD事業者の女性の社長なわけですよ。私はね、この名刺もらったときもそうなんだけど、最初はね、ホタル館を純粋に残してほしいと。ホタルが好きな人たちだなと思って話を聞いて、マルハナバチの話もホタルの土をつくるときに、ハチがフェロモンを出して、それが抗菌効果があるという話、信じていたから、それはすばらしい研究ですねと言って大喜びして話を聞いて、それが高島新聞に載っちゃったりなんかしてやっていたんだけど、だけど、そういうふうにホタルのためにといってハチを飼っていますって言っていた人が、実はそのハチでもううけていたと。事業化していたと。ホタルを守ってくださいって言ってピラをまいてやっていた人が、実はホタルのせせらぎで工事を受注して、またこれももうけの仕事にしていたという、利害関係がある人が中心になってホタル館を守れって言っていたのかということを知って、私は本当に愕然として、何か純粋に命を守れっていうんじゃなくて、自分たちが職業というか、利益を得ていたそのもとを断つなっていう話でやってきたというのを本当に許せない。

演説が長くなつたんで質問しますけど、要はきょうの高島新聞にも、阿部氏板橋区提訴へ、金銭授受はない、懲戒免職は不当って、こういう見出しがなつてます。これが今、免職になつた職員の主張の中心ですよね。お金は受け取っていないと。金銭授受はないと言い張っているんだけど、あつたらこれもう即時解雇でアウトですよね。便宜供与まではかつているんだから。あとは金銭授受、そういうところでも、彼は一生懸命金銭授受はないということで、皆さんに配つた資料もそういう格好になつてます。ハチでお金を受け取つたのはA事業者、C町のせせらぎづくりでお金を受け取つたのはD事業者というふうな表面上はなつてますけど、実態は私言つたように、ホタル館と一緒にボランティアスタッフと称して一緒に免職になつた人と働いていた人たち。ついでにいうと、鍵の受け渡しの話も出つたけど、それぐらいべたべたな関係があつた人たちが、あるときはA事業者、あるときはD事業者と名前を変えたり、あるときはボランティアスタッフというふうに変えたりとかいうふうになつてたということになれば、私はこれA事業者、D事業者にお金が渡つたっていうことは、もっと深めてこの当該職員と一体であったというところまで、もっともっと調査を尽くすべきだと思いますけど、ご見解はいかがですか。

○人事課長

金銭の授受はないとご本人はおっしゃっています。区の調査の限界と申しますけれど、やはり金銭の流れについては、いろんな銀行とか、いろんな関係のところを職権でもって確認しなくちゃいけないという部分でいうと、ここはちょっと私どもではできない部分なのかなとは思っています。非常に疑惑が残るところもありますけれど、今のところ明らかになつたのは今回、処分で明らかにさせていただいたものでございます。

○松崎いたる

そうなつちゃうとね、もう免職したから、区とは関係ない人といえば関係ない人なので、そういう職権が使えないということはそのとおりだと思うんですけど、ただ、まだまだ黙っておくわけにいかない事件があるんです。

受託事業者のむし企画っていうところがありますよね。これは名前出してもいいと思うんだ、区の正式な受託事業者だから。その受託事業者は1,400万で契約を請け負つて、4月からの契約で、1月末で契約を打ち切つたから、2月、3月というのはお金払つていなかつたら、1,400万丸々じゃなくて、1,000万円ぐらゐはもう既に渡しちゃつた後なんだけど、ただ、受託、ホタルを飼つてくださいっていう委託をしたのに、今その成果物であるホタルの幼虫が出てこないという事態ですので、じゃあ一体お金何に使つ

たのかというところは、説明を我々は受けてないんですよ。その説明はちゃんとしてくれないと困るんです。ひょっとしたらね、さっきハチが余りにも多かったという話があるけれど、ハチを飼うのに一生懸命でホタル飼う暇がなかったということも、私想像はしているんです。あと、ホタルのせせらぎづくりだって、全国各地飛び回っていますからね、そんなことをやつたら、やっぱり日常的にホタルの面倒見られるのかなというのは素朴な疑問です。

ですから、今回の懲戒理由と、例のホタル2万匹がどつか行つちやつたという話は、決して私は無縁ではないと思うんですよ。やっぱりそのハチを飼う費用にしたって、当座のお金が区の委託料である1,200万円から出資されていたとしたら、これまた大事です。これも本来ならあり得ないことなんだが、なぜ疑うかというと、さっき言ったように、いろんな会社の事業者がボランティアスタッフとして鍵まで預かって出入りをしていましたという実態があります。当のむし企画の従業員、アルバイトが誰であったかというのも明らかになつていません。誰が実際にホタルの世話をしていたかなんて、氏名も明らかになつてない。そういう実態の中で、誰がじやあハチを担当して、誰がホタルを担当していたか解明されていません。当然ハチの飼育にかかわるところで、むし企画のアルバイトが手伝つていたとか、あるいは共通する資材とかあつたりしたら、ハチのために区は1,400万円も出したという部分もあるかもしれない。これは当然疑うに足る状況だと思います。きっと私はそのむし企画に払つた1,400万円の使途も含めて、区民的に一番関心があるのはホタルがどこに行つたのかという話です。2万匹のホタルが2匹しか見つからなかつたということをどこまで究明するかと。これも外せない話です。これは懲戒理由にはなりませんでしょ、その話はもうともと解明をしなきやなりません。もちろん今回の懲戒だけで終わらない話がいっぱいあるわけです。

ですから、最後聞きたいのは、今後どうやって調査を進めるのか、警察というのもあるかと思いますが、警察は犯罪にならなければ立件はしません。ただ、区民的にはそれではおさまらないところはあると思います。どういうことでこんなことが行われたかということについては、これは区がやらなきやいけない。ただ、もう当人はもう区の職員ではなくなつてしまつたという状況下で、板橋区として今後どういうふうに調査を進めていくのかというのをまずお聞きします。

あともう一個残つていますけどね。

○人事課長

今回処分事由以外にも疑惑がある点というのはまだあると思ってございます。その1つが、今、委員がおっしゃられました委託業務に関することです。その委託業務に関する事について、本来の委託目的どおりに履行されていたのかどうか、あるいは被処分者の委託事業への関与があつたのかどうか、あるいは委託経費の使途、あるいは使途用途が適切であったか、そういうものは調査を重ねる必要があると思います。

もう一点が、吉ようの委員会の中でもお話がありましたけれど、数社の営利企業のホームページに名前が記されておりました。一部の業者さんについては、ご本人は勝手にホームページに載せられたということで、そういうことは業者さんから申し出て、ホームページに私どもが勝手に載せたんだと、そういう弁明もあるものはあります。ただ、それ以外のものもありますので、そういうところをしっかりと確認していきつつ、金銭の授受があつたかというのも確認できればいいのかなとは思っています。

それと、一番関心事なのがホタルの個体、幼虫とか成虫の累代飼育に関することということは、本当に持ち込まれたのかどうかという話はわかりませんけれど、やっぱり区民の環境学習にふさわしい場でなくてはいけないという部分がありますので、そこは疑惑を取り払わなくちゃいけないと思っていますので、そこは調査をしっかりとまた続けるんだろうなとは思っています。それ以外に特許の関係とか、施設鍵のこと、あと施設の私的利用がなかつたかどうかと。もう一つはこの調査の過程で、一番問題になつた管理監督体制というのが適切だったかと。そういうものを含めて、まだまだちょっと宿題が残されているところがあると思っています。

○松崎いたる

ちょっと私最後にちょっと提案というか、お願ひも含めてですけど、1つは教育委員会事務局の事件のときには、再発防止委員会というのが立ち上がりました。今回もそれに相当する事案だと思いますので、そういう内部の調査委員会というのを立ち上げていただきたいなということと、あと同じく教育委員会の事務局の事件のときには、区長からの要求監査というのが行われました。今回の受託事業者との関係でいうと、監査委員が隣にいるから言いにくいけど、全く監査がなされた形跡がないというかな、従業員の名前もわからないというのは、そういう事態だと思うんですよ。ですから、やっぱりもう一回監査の権限で、この受託事業者への実態をつかんでいただきたいということ。

最後3つ目は、我々議会の場として、やっぱり当該の職員や関係の事業者から議会としてもお話を聞きたいところなんです。今回も我々区側はこういう懲戒処分をいつて、これこれこういう理由でしたというけど、一方では、向こうは記者会見を開いて、いや、これは違うということで、どっちもどっちというような状況になっちゃっているんで、やっぱりきちんと部長や課長やいるところで、当該の人を呼んで、議会としても質問をさせていただく調査をするという機会は、私はどうしても必要だと思うんです。

そこで事務局にお伺いしますが、そういうことが議会としてやるとしたら、どんな手続というか、どんな方法があるのか、最後教えていただければと思います。

以上です。

○人事課長

事故調査委員会の発足についてでございますけれど、今ちょうど被処分者のほうが訴訟を起こすということで、そういうような段階にありますので、ちょっとそこの段階にはまだないのかなとは考えてございます。

○監査委員事務局長

今のお話ですと、区長からの要求監査というのが過去にあったことがあるということでしたので、それはこちらからどうこうということではないですけれども、もしそういう要求というのができれば、それはしっかりと確認した上で、必要に応じて監査を行うことになると思います。

○議会事務局次長

委員会として調査をする機会といたしまして、まず、調査または審査のために必要があると認める場合には、参考人の制度によることが考えられると思います。この参考人制度につきましては、地方自治法により規定がなされておりまして、委員会に関しましては、委員会条例でも規定がございます。

ただ、当該委員会におきまして、参考人を招致する目的となる付議事件、そういうものが付託されているかどうかというような前提条件もございますし、また、参考人を招致するには委員会において全会一致で決定するという手順も必要となつてまいります。

○委員長

本件につきましては、この程度でご了承願います。

○委員長

以上で企画総務委員会を閉会いたします。